

# 第5期守山市 地域福祉計画

令和8年度～令和12年度



人と人、  
人と地域がつながり、  
自分らしく安心して  
暮らすことができるまち



令和8年3月 守山市



## 第5期守山市地域福祉計画の策定にあたって

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、本市においては、これまで人口増加が続いてきているものの、近年では人口の伸びは鈍化がみられ、本格的な人口減少社会の到来が見込まれます。また、共働きや核家族世帯の増加、価値観の多様化といったライフスタイルの変化により地域の支え合いの機能が弱まる一方、ヤングケアラーや8050問題、生活困窮など、個人・世帯が抱える課題はますます複雑化・複合化しており、分野横断的で包括的な支援の必要性が高まっています。



こうした状況を踏まえ、このたび「第5期守山市地域福祉計画」を策定いたしました。本計画では、人と人、また地域とのつながりが希薄化しがちな現代社会において、改めて顔の見える関係や多様なつながりを育み、誰もが孤立することなく、個性や価値観が尊重されながら、住み慣れた地域で将来にわたり安心して暮らし続けられるまちの実現をめざし、「人と人、人と地域がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち」を基本理念として掲げています。

この基本理念は、市民と行政が協働してまちづくりを進めるための指針「守山市長期ビジョン 2035」が掲げる将来都市像「私の『想い』がかなうまち」とも軌を一にするものであり、本計画は長期ビジョンのもとに推進してまいります。

この基本理念の実現に向けては、3つの基本方針に則り、次の取組を進めて参ります。

まず、地域活動の担い手不足や高齢化が顕在化する中、市民の価値観の変化を踏まえ、個人の希望に応じて誰もがゆるやかにつながれる地域づくりを推進してまいります。

また、誰もが気軽にそれぞれの可能性や関心、状況に応じて活動へ踏み出すきっかけをつくり、多彩な社会参加にチャレンジできる場や機会づくりに取り組めます。

さらに、制度の狭間にあり支援が届きにくい複雑・複合化した課題に対応するため、包括的な支援体制づくりを進めるとともに、市民の誰もが人としての尊厳を保持し、住み慣れた地域で自立した暮らしを続けることができるよう取り組んでまいります。

本計画の推進にあたっては、行政による取組を充実していくことはもとより、市民、地域団体、社会福祉法人、NPO、企業など多様な主体が世代や立場を超えて協働し、誰もが孤立することなく自分らしく暮らし続けられる地域をともに創っていくことが大切であると考えております。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見とご提言を賜りました守山市地域福祉推進会議の皆様、福祉関係団体の皆様、市民アンケート、市民懇談会ならびに様々な立場・場面でご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和8年(2026年)3月

守山市長 森中高史



# 目次

<b>第1章 地域福祉計画の概要</b> .....	<b>3</b>
第1節. 計画策定の趣旨 .....	3
第2節. 計画の位置づけ .....	5
第3節. 計画の期間 .....	6
第4節. 計画の策定・推進に向けての取組 .....	6
<b>第2章 守山市の地域福祉を取り巻く状況と課題</b> .....	<b>9</b>
第1節. 本市の概況と現状把握の手法 .....	9
第2節. 市の現状 .....	10
第3節. 取り組むべき市の課題 .....	14
<b>第3章 基本理念と基本方針</b> .....	<b>19</b>
第1節. 基本理念 .....	19
第2節. 基本方針 .....	20
第3節. 施策体系 .....	22
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>25</b>
基本方針Ⅰ 多彩なコミュニティを育むまちづくり .....	25
基本方針Ⅱ 多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり .....	28
基本方針Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり .....	30
付随計画① 重層的支援体制整備事業実施計画 .....	33
付随計画② 成年後見制度利用促進基本計画 .....	44
付随計画③ 再犯防止の推進について（地方再犯防止推進計画） .....	45
<b>第5章 計画の策定・推進体制</b> .....	<b>49</b>
第1節. 計画の策定・推進体制 .....	49
第2節. 計画の広報 .....	49
第3節. 計画の進捗管理 .....	49
<b>〈資料編〉</b> .....	<b>53</b>
資料1 統計データ .....	53
資料2 各種調査等の実施結果 .....	61
資料3 用語集 .....	82
資料4 守山市地域福祉推進会議委員名簿 .....	87



# 第1章

## 地域福祉計画の概要



# 第1章 地域福祉計画の概要

## 第1節. 計画策定の趣旨

全国的に、人口減少・少子高齢化が加速しており、こうした人口構造の変化により、労働力不足や、医療・介護負担の増加が課題となっています。

本市においては、これまで人口増加が続いてきているものの、近年では増加の鈍化がみられ、本格的な人口減少社会の到来と、それに伴う少子高齢化の一層の進行が見込まれます。また、共働きや核家族世帯の増加、価値観の多様化といったライフスタイルの変化によって、かつて地域社会が担ってきた子育てや支え合いの機能が弱まり、地域活動における担い手不足もみられます。

今後は、高齢者人口、とりわけひとり暮らしや高齢者のみの世帯が急増し、介護や見守り、生活支援といった地域での支援ニーズはますます多様化・複雑化していくと予想されます。また、地域の担い手不足により、自治会活動など、地域のつながりを維持する活動の継続が困難になることも考えられます。

近年では、日本各地で大規模地震や大雨による水害、土砂災害などの自然災害が頻発し、激甚化しています。本市においても、すべての市民が安心して暮らせるまちであり続けるためには、行政による防災・減災対策の強化はもちろんのこと、いざというときに助け合える地域コミュニティの力が不可欠です。

加えて、制度の狭間に陥りやすいヤングケアラー、8050問題に象徴されるひきこもりの長期化・高齢化、生活困窮といった課題、障害や病気などによる住宅確保要配慮者、身寄りのない人への対応といった課題は、単一の分野の支援だけでは解決が難しく、分野横断的で包括的な支援が必要です。誰もが地域で安心して暮らせるためには、地域全体で支え合い、関わり合いながら自分らしく生きられる社会づくりが、より一層求められています。

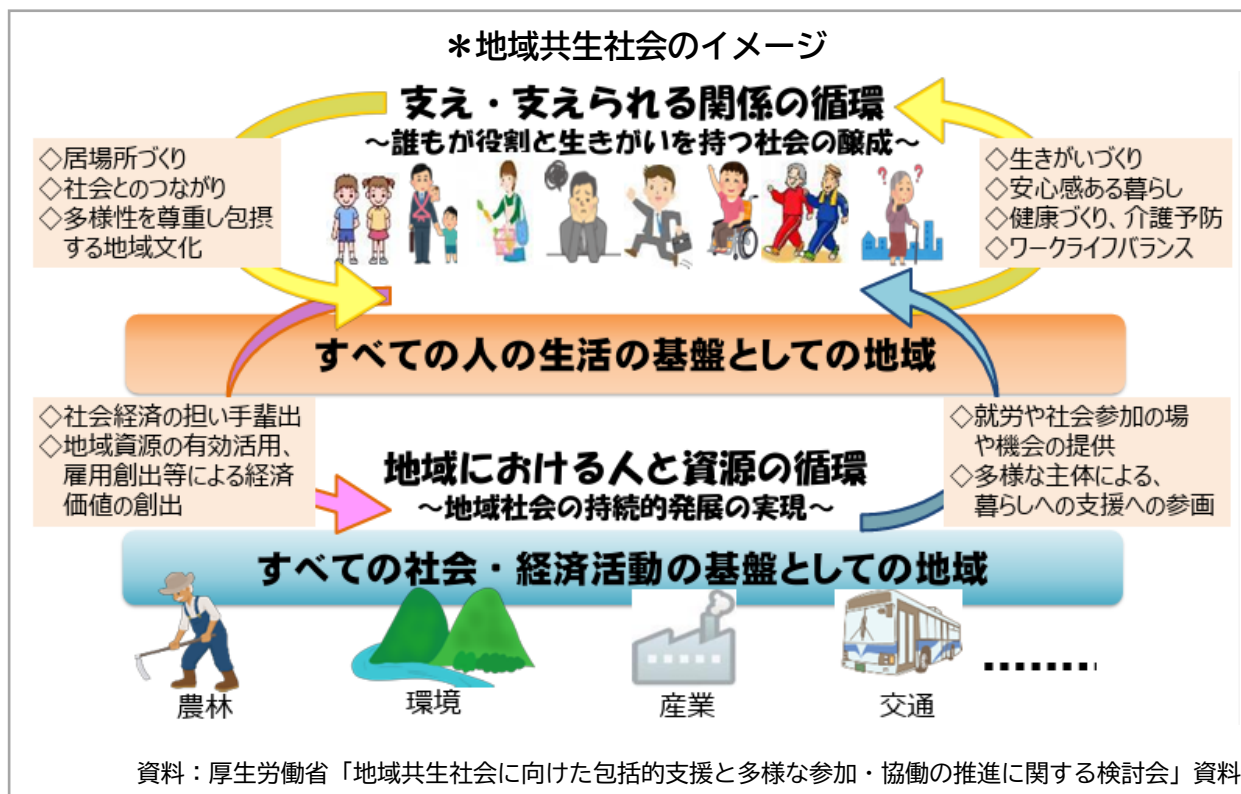
国においても、様々な人々の日常生活・社会生活を社会や地域で支えていくという考えのもと、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年)、「こども基本法」(令和5年)、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和6年)など、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けた法整備が進められています。

さらに、誰もが尊厳を持って暮らせる地域をめざす「第2期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年策定)や、犯罪をした人の社会復帰を息長く支えることを目的とした「第2次再犯防止推進計画」(令和5年策定)などについても国の新たな方針が示されています。

今後も直面する社会構造の変化や複雑化・複合化する課題に対応するためには、「地域共生社会」の実現が不可欠となります。地域共生社会とは、すべての人の自分らしい生き方を起点に持続可能な地域を実現する社会のことです。

地域共生社会においては、従来の「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域社会の構成員として互いに持てる力を生かして支え合い、地域づくりに参画する「我が事・丸ごと」の考え方を基本としています。地域に住まう

住民にとどまらず、その地域に関係する人たち、例えば企業、学校、NPO、行政などで働いている人たちが一体となり、一人ひとりの地域生活課題を解決し、全員参加型社会をめざすものです。



本市は全国的にみると生産年齢人口の割合が比較的高くなっています。また、自治会加入率が高いなど、人と人のつながりが強く、様々な市民活動や地域活動が活発に行われています。

このような強みを生かしながら、本市においても、「地域共生社会」の実現をめざし、地域福祉をさらに推進していくため、「人と人、人と地域がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち」を基本理念に、第5期地域福祉計画を策定します。

この基本理念には、人や地域とのつながりが希薄化しがちな現代社会において、改めて人と人の顔の見える関係や、地域社会との多様なつながりを築くことで、誰もが孤立することなく、個性や価値観が尊重され、将来にわたって住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを創っていきたいという強い想いを込めています。

本計画は、この基本理念のもと、その実現に向けた具体的な方向性を示すものであり、行政、地域の支援機関や専門機関、地域で活躍する人や団体、企業などが一体となって地域福祉を推進していくための指針となるものです。

## 第2節. 計画の位置づけ

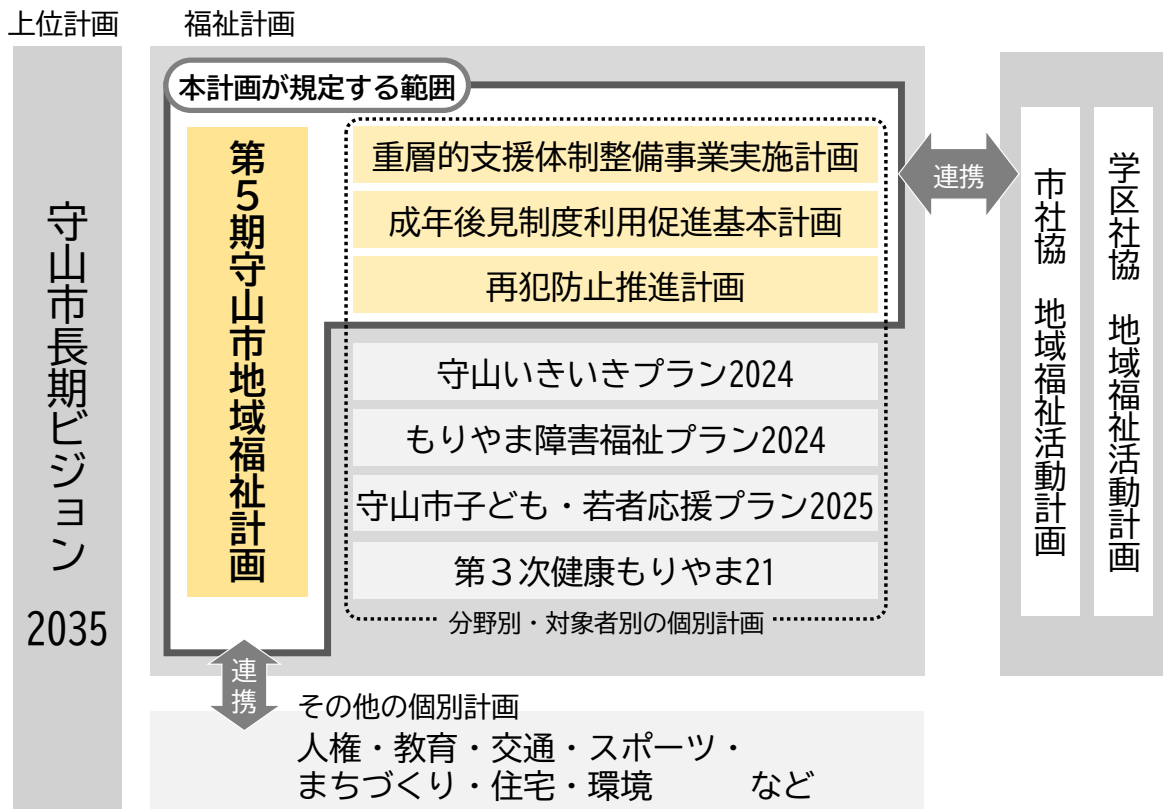
本計画は、以下の法律に基づく市町村計画として、本市における地域福祉の「理念」「方針」と行政の取組を整理するものです。

計画の種類		基づく法律
地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）		社会福祉法第107条
付随する計画	重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第106条の5
	成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条
	地方再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項

本計画は、「守山市長期ビジョン2035」の下位計画であり、「高齢者」「障害のある人」「子ども・若者」「健康」などの福祉の各分野における共通的な事項を記載する、各分野の個別計画の上位計画となります。めざすべきまちづくりの方向性を明確にするとともに、様々な個別の福祉制度では対応できないことについて、地域や行政が協働で地域生活課題を解決していくための基盤を整備する計画です。

さらに、守山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」、学区社会福祉協議会（以下「学区社協」という。）が策定する「学区社会福祉協議会地域福祉活動計画」と連携しながら、計画を推進していきます。

### 【計画の位置づけ】



### 第3節. 計画の期間

第5期計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

### 第4節. 計画の策定・推進に向けての取組

(1) 市民意識調査（アンケート調査）の実施（資料編 61～73 頁）

(2) 市民懇談会の実施（資料編 74～75 頁）

(3) 関係団体へのヒアリング（資料編 76～81 頁）

(4) パブリックコメントの実施

広く市民の皆様のご意見を計画に反映させるため、令和8年1月7日から1月27日までパブリックコメントを実施しました。

(5) 守山市地域福祉推進会議における審議

計画案を検討する場として守山市地域福祉推進会議を設置し、令和6年度に1回、令和7年度は計4回の審議を行いました。

この推進会議には、学識経験者や自治会代表者、福祉関係の代表者、企業の代表者、教育委員、一般公募委員など、16名（資料編 87 頁）に参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

推進会議では、計画案の内容や計画の進捗確認についての意見のほか、地域や地域活動の状況や課題、家庭や地域での対話の重要性、福祉教育や社会参加に向けたアイデアなど、高齢者や働き世代、子ども、障害のある人など様々な立場から考えた意見をいただきました。

(6) 守山市地域福祉庁内推進会議における検討

上記推進会議に提示する計画素案等を作成するため、庁内関係課で構成する「守山市地域福祉庁内推進会議」を設置し、令和7年度は計2回の会議を開催しました。また、庁内関係課に各施策の各課所管の事業ごとに聞き取りを行い、庁内が連携して地域福祉施策を進めるといった共通認識のもと、具体的な施策など計画策定に向けた検討を行いました。

## 第2章

### 守山市の地域福祉を取り巻く状況と課題

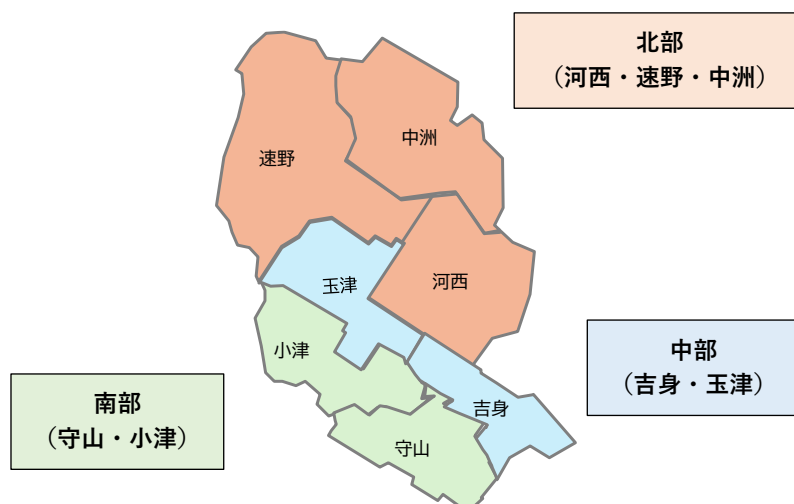


## 第2章 守山市の地域福祉を取り巻く状況と課題

### 第1節. 本市の概況と現状把握の手法

守山市は、滋賀県南部、琵琶湖の東南部に位置し、京阪神のベッドタウンとして、人口の増加が続いています。また、古くからの交通の要衝であることから企業の工場が立地する一方で、野洲川や琵琶湖、比良山系の山々を望む広大な景観や、駅から少し離れると広がる田園風景、街中ではホテルがみられるなど、都市的な利便性と、のどかな自然環境が調和するまちとして発展してきました。しかしながら、本市においても長期的には人口減少やさらなる少子高齢化が進行すると見込まれています。

守山市には7つの学区があり、71の自治会(令和7年4月1日現在)が組織されています。また、「守山いきいきプラン」においては、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、南部、中部、北部の3つの日常生活圏域を定め、各圏域において身近に相談できる体制の構築を進めています。



本計画の策定にあたり、守山市の地域福祉を取り巻く現状と課題を把握するため、統計データのとりまとめや、市民アンケート調査、市民懇談会、関係団体ヒアリング、第4期計画の評価を行いました。

#### ●市民アンケート調査

2,050件を発送し、720件の回収がありました。

(令和7年2月に、2,000件発送し、701件回収。7月に50件追加発送し、19件回収。)

#### ●市民懇談会

令和6年11月10日(日)に実施し、33名(ファシリテーター除く)の参加がありました。

#### ●関係団体ヒアリング

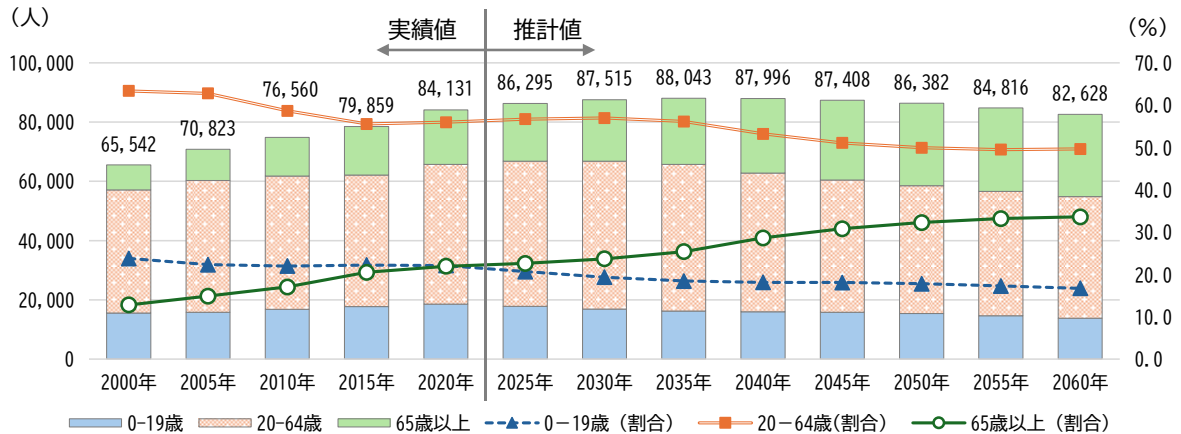
令和7年4月に、民生委員・児童委員、成年後見センター「もだま」、保護司を対象にヒアリング調査を実施しました。

## 第2節. 市の現状

### 1. 統計データからみる現状

- ◇ 全国に比べ高齢化率は低いものの、0～19歳は減少が始まっている。全国的に人口減少が進む中、人口は2035年ごろまで増加する見込み。

■人口の推移と推計



※資料：2015年までの実績値は国勢調査、2020年の実績および推計値は守山市長期ビジョン2035

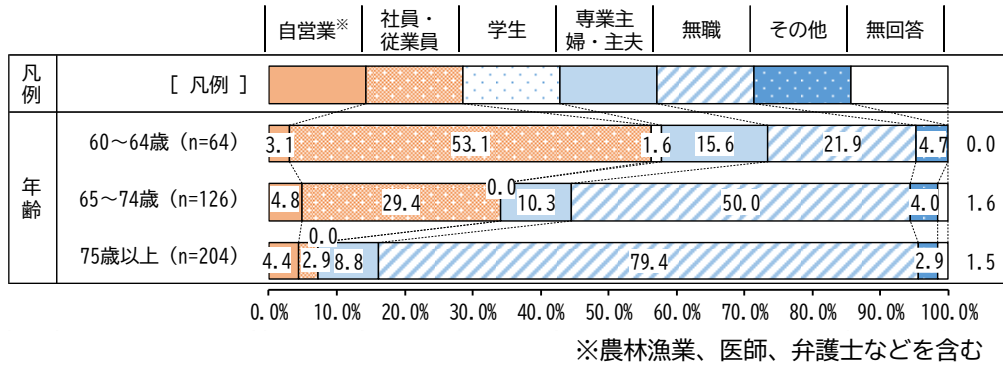
- ◇ 要支援・要介護認定者や障害のある人は増加傾向。(資料編 55 頁)
- ◇ 生活保護を受けている世帯数などは増加傾向。(資料編 58 頁)
- ◇ 児童の虐待相談件数、地域包括支援センターの総合相談件数、こども家庭センターの相談件数など、多くの相談窓口で相談件数は増加傾向。(資料編 57～58 頁)
- ◇ 市内の刑法犯発生件数は増加傾向。(資料編 59 頁)



## 2. アンケート調査結果（抜粋）

◇ 前期高齢者（65～74歳）の有業率（自営業または社員・従業員）は34.2%。高齢者の有業率の増加により、地域活動に参加する高齢者が減少していくと考えられる。

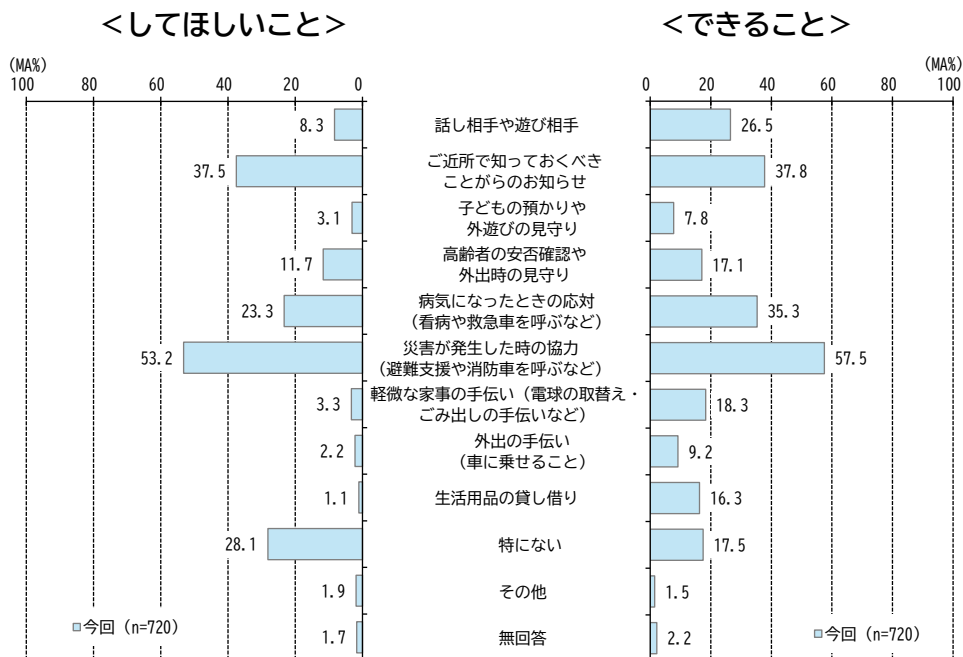
■職業（年齢別抜粋）



◇ 近所づきあいに対する意向が低下している。（資料編 61 頁）一方、近所の人に手助け「できる」割合は「してほしい」割合に比べ高い。（資料編 63 頁）

◇ 災害などの緊急時に助け合いたい人は5割以上だが、助け合える関係のある人は約2割。希望と実態が乖離している現状がある。（資料編 61 頁、63 頁）

■近所の人に手助けしてほしいこととできること



◇ 全国の調査と比べて、孤独感を感じている人の割合が少ない。（資料編 62 頁）

◇ 地域活動への参加は減少している一方で、参加意向は約7割。意向のある人が活動に参加できるきっかけづくりが必要。（資料編 64～65 頁）

◇ 自身や家族の健康、老後に関する悩みが多い。（資料編 66 頁）

◇ 地域福祉に関する制度や機関の認知度はある程度進んでいるものの、制度を必要とする世帯においての認知度が低い。（資料編 70～73 頁）

### 3. 市民懇談会結果（抜粋）

---

#### 住みよい、まちの理想像は？

- 《安全・安心》 ◇ 治安がいい。  
◇ 災害が少ない。
- 《人と人との関係性》 ◇ 顔と顔が見える関係性。  
◇ 子どもとお年寄りをつなげる・深くつながれる。  
◇ 匿名でも関わっていけるコミュニティづくり。
- 《コミュニティのあり方》 ◇ 自治会活動の参加やあり方の柔軟化。  
◇ 地域生活に付加価値が生まれるもの。

#### まちの理想像に向けてどうすればよいか？

- 《個人》 ◇ 自分が楽しめることを探す。
- 《地域》 ◇ 参加だけでなく主導していく人を増やす・育てる。  
◇ 自治会の活動を発信する（ネットを使う）。
- 《行政等》 ◇ 行政や商工会議所などがコミュニティを紹介する。  
◇ 高齢者へのネット使い方講座。  
◇ 行政の取組の発信。

### 4. 関係団体ヒアリングにおける主な意見

---

#### 【民生委員・児童委員】

- ◇ 民生委員活動は見守り等の地域での活動であり、自治会等との連携が重要。
- ◇ 民生委員が活動しやすい環境を整えるなど担い手確保の取組が重要。

#### 【成年後見センター「もだま」】

- ◇ 成年後見制度の理解は一定進み、困ったら「もだま」へ相談という流れができてきた。
- ◇ 対応を要するケースは増加傾向であり、通常のケースは地域（例えば地域包括支援センター）、困難ケースは成年後見センターなどの役割分担や対応力の向上などの育成支援が必要。

#### 【保護司】

- ◇ 保護司の活動が市民や地域に浸透するよう普及啓発が重要。
- ◇ 保護司となっていていただく人は保護司の伝手を頼っていることが多く、担い手をどうやって確保していくかが課題。

## 5. 地域福祉推進会議における主な意見

---

- ◇ コロナ禍をきっかけに地域のつながりが希薄化している。今後の地域福祉計画には人と人、人と地域とのつながりを再構築する視点が重要である。
- ◇ 自治会未加入者も増えており、また地域の担い手も高齢化・後継者不足となっている。地域の担い手不足の問題には、活動のやりがいや魅力を伝える地域のリーダーの育成が不可欠であり、住民の意欲を高める仕組みづくりが課題である。
- ◇ 障害のある当事者にとっては地域との関わりを築くことが難しく、支援方法や場づくりの工夫が求められている。
- ◇ 生活困窮者やひとり暮らし高齢者の住宅確保に関する支援では、福祉の観点だけでなく包括的な支援が必要ではないか。

## 6. 第4期計画における事業実施状況の評価

---

### 基本方針Ⅰ 対話からはじまる多彩なコミュニティが生まれるまちづくり

#### 【成果】

コロナ禍で活動・コミュニティは大幅な制限を受けたが、「わ」で輝く自治会応援報償事業による自治会活動の支援を継続して実施した。また、市民提案型まちづくり支援事業にチャレンジ応援事業を新設し、少額支援を充実するなど、活動・コミュニティの活動支援を実施した。

#### 【課題】

地域における支援体制は一定の拡充が図れたが、市民活動団体の減少など担い手不足への対応が必要である。

### 基本方針Ⅱ 多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり

#### 【成果】

中学生が職場体験学習や子ども福祉委員活動を通じて仕事や福祉を学ぶ場を提供するとともに、すぐに一般就労につくことが難しい人に就労準備支援事業を実施し、また、企業創業支援を実施することで、様々な社会参加の機会を創出した。

#### 【課題】

市民に一定の社会参加の機会を提供したが、さらなる充実や周知啓発が必要である。

### 基本方針Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり

#### 【成果】

重層的支援体制整備事業の実施や圏域包括の体制強化など、地域で安心して暮らせる相談・支援体制を整備した。

#### 【課題】

さらなる福祉基盤の充実のため、地域の支援者（自治会、民生委員等）との連携を深めるとともに、複雑化する相談内容に適切に対応するため、専門性の向上が必要である。

## 第3節. 取り組むべき市の課題

### ●人と人、人と地域のつながりの希薄化

社会経済情勢の変化や核家族化、ひとり暮らし世帯の増加に加え、コロナ禍の影響を大きく受け、地域活動は弱体化しています。アンケート調査結果をみると、親密な近所づきあいを求める人の割合は減少傾向がみられる一方で、災害時など、いざというときに協力しあえる関係性や、顔の見える関係性を求める声もみられます。

こうした地域でのつながりは、個人の社会的孤立を防ぐだけでなく、地域全体での防犯や防災力の強化など、安心な暮らしにもつながります。

地域活動を活性化しながら柔軟性を持たせ、住民の参加を促進し、地域における支え合いの再構築を進めることが重要です。

### ●地域の担い手の不足と高齢化、暮らしの変化

60歳以上の人でも定年延長などにより就労している人が増えており、また共働き世帯が一般化しているなど、これまでと同じように地域活動の担い手の役割を果たすことが難しくなっています。このような背景から、自治会、民生委員・児童委員など、地域活動の現場においても、担い手不足や高齢化、後継者不足が顕在化しています。

こうした現状の一方で、何らかの形で地域活動の場を求める人も一定数みられます。

緊急時の対応を含め、安全で住みやすい地域であるために、また、誰もが生きがいを持って暮らしていくために、地域活動は重要な役割を担っています。地域活動を継続していくためには、就労していても活動に参加できるなど、暮らしの変化に合わせた活動内容や参加方法の見直し、新たな活動の創出等を進めることが求められています。

### ●複合的な課題、制度の狭間にある問題の顕在化と増加

高齢化などにより支援を必要とする人が増加しているだけでなく、8050問題をはじめとする制度の狭間にあり支援が届きにくい課題など、地域の課題は複雑化・複合化しています。また、権利擁護に係る制度など地域福祉に関する制度や機関が、必要とする人に知られていない現状もみられます。

このような課題を解決するには、特定の分野だけでなく、分野横断的な対応が求められます。また、課題を抱える人や世帯を支援につなげるためには、あらゆる機関・部署で、個人からの相談だけでなく、地域の「気づき」も課題解決の糸口として包括的に受け止められる体制づくりが重要です。

包括的な支援体制の充実を進めるとともに、今後予想される様々な社会の変化に合わせたサービス、制度を検討・整備し、しっかりと周知していく必要があります。

## ○さらに、今後予想される変化として…

### ▶人口減少社会の到来

守山市の人口は増加傾向にあるが、2035年以降は減少へ。

### ▶人口構造の変化（担税力のある人の減少）

0～19歳の若年層や、20～64歳の生産を主に担う層の人口は将来的に減少する一方で、高齢者(65歳以上人口)の比率は増加が続き、2060年には33.6%に達する見込み。

### ▶社会の変化に合わせた基盤整備が必要に

今後予想される様々な社会の変化に合わせて、市民のニーズや地域の課題に応じた、サービスや制度、住環境の整備が必要に。





# 第3章

## 基本理念と基本方針



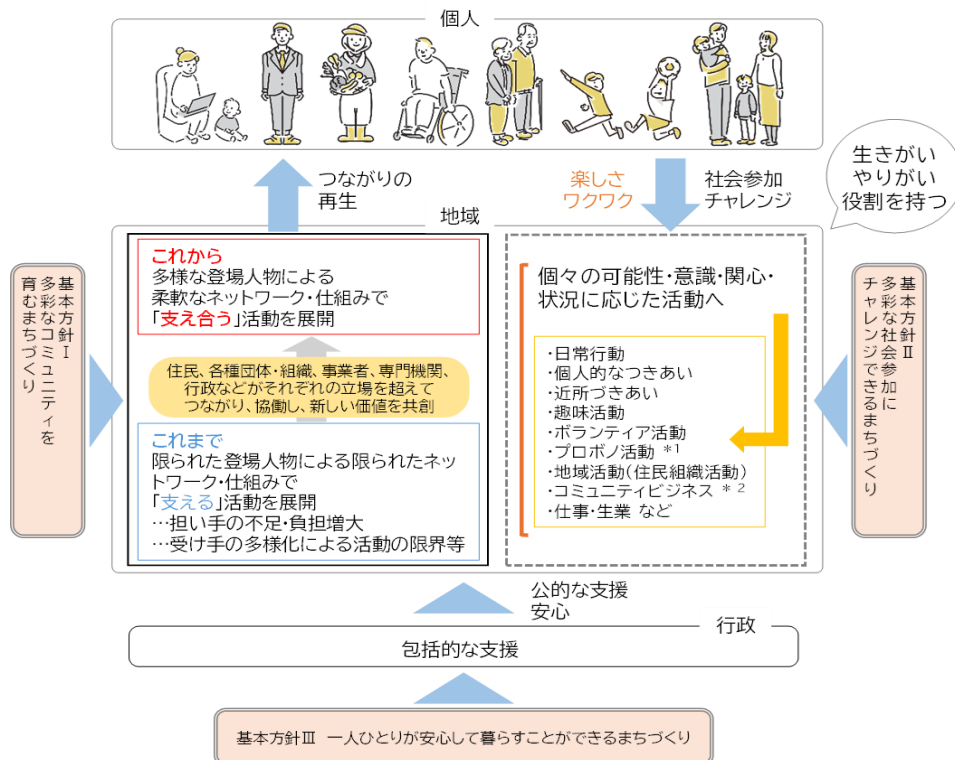
# 第3章 基本理念と基本方針

## 第1節. 基本理念

本市ではこれまで、民生委員・児童委員、自治会、ボランティアなど多様な地域主体と連携し、見守りや困りごと相談など、地域に根ざした福祉の取組を進めてきました。一方で、核家族化やひとり暮らし世帯の増加、コロナ禍の影響による地域活動の弱体化や地域の担い手不足などにより、従来のように、支援を必要とする人を家庭や地域で支え合うことが難しい状況が生まれています。加えて、支援を必要とする人の増加や課題の複雑化、制度の狭間にある問題も顕在化しています。

本計画では、こうした現状と課題を踏まえ、これまでの制度や分野の枠にとらわれることなく、一方的に誰かを助ける・助けられるという関係を超えて、新しいつながりを育んでいくことを大切にしていきます。そうしたつながりの中で、地域住民や地域の多様な主体が世代や立場を超えて互いに関心を持ち、尊重し合いながら、それぞれができることで力を合わせていくことが、誰もが孤立することなく、その人らしく安心して暮らし続けるための基盤となります。この考え方を、本計画がめざす「基本理念」として共有し、まち全体で地域福祉を推進していきます。

人と人、人と地域がつながり、  
自分らしく安心して暮らすことができるまち



- \*1 プロボノ活動：専門知識やスキルを生かして行う社会貢献活動。
- \*2 コミュニティビジネス：地域資源や人材を生かして地域課題を解決する事業。

## 第2節. 基本方針

基本理念「人と人、人と地域がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち」の実現に向けて、まち全体で取り組むべき内容を3つの基本方針として設定します。

それぞれの基本方針の推進にあたっては、福祉分野だけではなく、産業・環境・教育といった分野の垣根を超えた連携により、一体的に取り組んでいきます。また、分野的な連携だけでなく、行政、市民、地域団体、企業など、多様な主体が協働する体制をめざし、複雑化・複合化する地域の課題に対して、多角的な視点でアプローチを行います。

また、ユニバーサルデザインの理念に基づき、まちづくりを進めていきます。この理念は、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無など、個人の持つ様々な違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として尊重され、安心して快適に暮らせる環境を整備するもので、地域共生社会の実現に向けて欠かすことができない考え方です。誰もが安心して暮らせる環境、誰もが住みやすい環境づくりをめざし、ハード・ソフト両面からまちづくりを推進します。

3つの基本方針を推進するにあたり、それぞれの基本方針における取組の成果を測る指標を設定します。

### 基本方針Ⅰ 多彩なコミュニティ\*<sup>1</sup>を育むまちづくり

地域における既存活動の再活性化や新たな活動の創出を促進するなど、地域活動への伴走支援の強化や担い手の育成を図るとともに、多様な主体の連携を促すコーディネート機能を強化し、地域課題の解決に向けたネットワークづくりを進めることで、支え合いの再生と共創をめざします。併せて、市民が地域に求めるつながり方や価値観の変化を踏まえ、個人の希望に応じて誰もがゆるやかにつながれる地域づくりを推進していきます。

\*<sup>1</sup>コミュニティ：人々に関わる空間的、時間的、人間的な「場」。地域の施設や、集まり、組織であり、ネットワークやインターネット、バーチャル（仮想的）な場も含まれます。  
(参考文献 地域コミュニティづくり研究会編著. 自立型地域コミュニティへの道. 国土交通省総合政策局監修. ぎょうせい, 2004.)

指標項目	出典	実績値	目標値
ご近所とのつきあいがある市民の割合	令和6年度 市民意識調査 (地域福祉計画)	84.2%	90%
気軽に集うことができる場所がある市民の割合		42.8%	55%

## 基本方針Ⅱ 多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり

市民一人ひとりが、生きがいや役割、楽しさや喜びを持ち続けることができるように、誰もが気軽にそれぞれの可能性や関心、状況に応じて活動へ踏み出すきっかけをつくり、多彩な社会参加にチャレンジできるまちをめざします。

指標項目	出典	実績値	目標値
現在（ここ1年に）参加している地域の行事や活動がある市民の割合	令和6年度 市民意識調査 （地域福祉計画）	63.1%	70%
生きがいを感じられる活動に取り組んでいる市民の割合		47.6%	60%

## 基本方針Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり

地域づくりと多機関協働による個別支援を両輪として、複雑化・複合化した課題に対しても包括的に対応できる支援体制づくりに取り組むとともに、安定した暮らしの基盤となる住宅や移動・交通手段を充実させることで、市民の誰もが人としての尊厳を保持し、住み慣れた地域で自立した暮らしを続けることができるまちをめざします。

指標項目	出典	実績値	目標値
安心して子どもを産み、育てやすいまちだと思う市民の割合	令和6年度 アンケート （住みやすさ指標）	60.8%	65%
高齢者福祉に関する情報やサービスの提供が充実しているまちだと思う市民の割合		43.6%	50%
障害者（児）に関する情報やサービスの提供が充実しているまちだと思う市民の割合		33.0%	40%



### 第3節. 施策体系

**【基本理念】**  
**人と人、人と地域がつながり、自分らしく安心して暮らすことができるまち**

基本方針	中 施 策	小 施 策
Ⅰ 多彩なコミュニティを育む まちづくり	1) 地域における活動・コミュニティの活性化	ア 自治会や学区社協、民生委員・児童委員などの地域単位での活動の活性化 (25 頁)
		イ NPOやボランティアなどテーマ単位での活動の活性化 (26 頁)
	2) 多彩な活動・コミュニティの創出支援	ア 多彩な活動・コミュニティ創出に必要な資源(資金・人材・場所等)の確保支援 (26 頁)
	3) 活動・コミュニティへの伴走支援機能の強化	ア 地域活動・コミュニティの見える化、ネットワークの強化 (27 頁)
イ 地域活動・コミュニティへの相談支援・コーディネート機能の強化 (27 頁)		
Ⅱ 多彩な社会参加にチャレンジできる まちづくり	1) 社会参加・チャレンジに向けた意識・関心の醸成	ア ライフステージに応じた教育・学習の推進 (28 頁)
		イ 社会参加への意識・関心を高めるための情報発信 (28 頁)
	2) 社会参加・チャレンジの実践	ア 社会参加のきっかけとなる場づくり (29 頁)
		イ 社会参加の実践・継続に対する支援 (29 頁)
Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らすことができる まちづくり	1) 人を中心とした暮らしの基盤整備・充実	ア 福祉基盤の充実 (30 頁)
		イ 権利擁護支援の充実 (30 頁)
		ウ 移動・交通手段の充実 (31 頁)
		エ 住宅確保要配慮者への支援 (31 頁)
	2) 包括的な支援の推進	ア 包括的支援体制の推進 (32 頁)

# 第4章

## 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本方針Ⅰ 多彩なコミュニティを育むまちづくり

#### 1. 地域における活動・コミュニティの活性化

自治会や学区社協、民生委員・児童委員、ボランティアグループなど、市民主体の地域福祉推進の基盤となる多彩なコミュニティの活動を市において支援し、活性化を図ります。また、身近な地域において、災害対策の活動等により、緊急時にも助け合える関係性の構築・強化を推進します。

市社協においては、様々な活動団体に積極的に出向き、社会経済情勢や地域課題の変化を踏まえた活動の創出に向けた支援や、地域で活動する団体の連携を促すためのコーディネートを行うなど、中心的な役割を担い、活動・コミュニティの活性化を図ります。

#### ア 自治会や学区社協、民生委員・児童委員などの地域単位での活動の活性化

地域福祉の推進のためには、市民同士の顔の見える関係や、自然と支え合える関係を築くことが大切です。誰もが何らかの形で地域と関われる体制をめざし、地域交流や地域活性化、地域課題の解決などを目的とした市民主体の活動を支援し、地域での「やってみよう」を応援します。また、誰もが地域で安心して暮らせるよう、気軽に相談でき、必要な支援につながる体制を整えるため民生委員・児童委員等の活動を支援し、地域における相談機能の充実を図ります。

さらに、地域全体の防災力を高めるため、一人ひとりの防災に対する意識づくりや、自主防災組織の活動支援、災害時に支援を必要とする人への支援体制整備を行います。

#### 主な事業

- ◆「わ」で輝く自治会応援報償事業 ◆自治会子育てサロン ◆すこやかサロン
- ◆精神障害者サロン ◆親子ほっとステーション ◆生活支援体制整備事業
- ◆見守り支え合い活動 ◆地域の防災対応力強化
- ◆民生委員・児童委員、福祉協力員に対する研修の実施
- ◆高齢者等ごみ出し支援事業 ◆自治会支え合い活動応援事業 ◆高齢者等移動支援事業



## イ NPO やボランティアなどテーマ単位での活動の活性化

福祉をはじめ様々な分野でのNPO活動やボランティア活動など、テーマ型の活動を活性化するため、市民交流センターを拠点に、中間支援機能の強化を図ります。また、多様な主体間の交流や連携、新たな担い手の参加を促進するため、相談支援や市民活動団体のマッチング、活動に関する情報発信を行い、参加しやすい環境を整えるなど、活動の裾野を広げる取組を進めます。

### 主な事業

- ◆さんさんまちサポ助成金
- ◆ふるさと納税を活用した豊かな市民活動のまち応援事業
- ◆市民活動手引書「もり・まっち」の発行
- ◆ボランティアセンターの運営

## 2. 多彩な活動・コミュニティの創出支援

市民による公益活動をはじめ、多様な主体による新たな活動・コミュニティの創出に向け、市民が気軽に相談できる環境づくりや、資金調達の手法等の情報発信および活用促進、地域資源の積極的な活用などを通じて、市民団体等が効率的・効果的に活動できるよう支援します。

### ア 多彩な活動・コミュニティの創出に必要な資源（資金・人材・場所等）の確保支援

市民による多彩な活動やコミュニティの創出を支援するため、活動に必要な資金の助成を行います。また、クラウドファンディングなど様々な資金調達手法に関する情報提供を行うとともに、事業計画の策定や資金獲得に向けた相談支援を行います。

さらに、活動開始にあたり必要な場所の確保のため、空き家等の既存の地域資源の活用や、人が集まり共創できる場を設置するなど、新たな活動・コミュニティの創出につながる環境づくりに取り組みます。

### 主な事業

- ◆さんさんまちサポ助成金（再掲）
- ◆守山市社協善意銀行チャレンジ応援事業
- ◆重層的支援体制整備事業（参加支援事業）
- ◆守山市空き家活用推進補助金

### 3. 活動・コミュニティへの伴走支援機能の強化

地域における活動・コミュニティへの伴走支援機能の強化に取り組みます。

また、各分野で活動する個人・団体をはじめ、多彩な活動・コミュニティのつながりを促進するため、市、市社協、関係する事業所などの連携のもと、情報発信やマッチング機能（活動団体間の交流の場・機会づくり等）の拡充により、コーディネート機能の強化を図ります。

#### ア 地域活動・コミュニティの見える化、ネットワークの強化

活動団体間での連携や、市民の参加を促進するため、地域における福祉やまちづくり等に関する活動の情報が見える化に取り組みます。また、協働による地域課題の解決に向け、団体間の情報共有や交流の機会づくりを通じたネットワークの強化に取り組みます。

##### 主な事業

- ◆守山市公式 Instagram・X 等を活用した情報発信
- ◆市民活動手引書「もり・まっち」の発行（再掲）
- ◆各種団体および NPO 法人と連携による福祉活動の推進（ボランティア連絡協議会）

#### イ 地域活動・コミュニティへの相談支援・コーディネート機能の強化

既存・新規を問わず、活動団体・コミュニティ・会議体など多様な主体がそれぞれの力を発揮し、互いに補完しながら地域課題に対応できるよう、市民交流センターや市社協などの中間支援機関における相談支援機能やマッチング機能の拡充を図ります。また、活動主体や活動内容に関する情報発信や交流の場・機会づくりを通じて、協働を促進するコーディネート機能を強化します。

##### 主な事業

- ◆中間支援機能の強化 ◆社会福祉協議会活動推進事業
- ◆株式会社みらいもりやま 21 と協働したまちの活性化
- ◆重層的支援体制整備事業（参加支援事業）（再掲）
- ◆重層的支援体制整備事業（地域づくり事業）

## 基本方針Ⅱ 多彩な社会参加にチャレンジできるまちづくり

### 1. 社会参加・チャレンジに向けた意識・関心の醸成

市民一人ひとりの社会参加の基盤となる人権や福祉などに関する正しい理解の醸成に向け、地域や職場、学校などにおいて継続的な教育・学習に取り組みます。

また、地域をはじめ、社会参加やまちづくりなどへの意識・関心を高めるよう、効果的な情報発信や誰もが気軽に参加できる場・機会づくりに取り組みます。

#### ア ライフステージに応じた教育・学習の推進

人権や福祉について正しく理解し、自分事として考えられるよう、学校教育や社会教育・生涯学習などを通じて、ライフステージに応じた継続的な教育・学習に取り組むとともに、地域における学習会の実践を支援します。また、学生など若い世代が関心を持ち、主体的に活動できるように、市社協と学校との協働による福祉活動推進校の取組や、市社協による子ども福祉委員の活動など、福祉に関心のある若い世代への学びの場を提供します。

さらに、地域をはじめ、社会参加やまちづくりなどへの意識・関心を高めるとともに、自分に合った学習を見つけられるように、様々な生涯学習の機会を提供します。

#### 主な事業

- ◆学校におけるインクルーシブ教育 ◆体験・総合的学習推進事業
- ◆生涯学習情報誌「まなびのひとこえ」の発行 ◆人権尊重のまちづくりの促進
- ◆みんなのルシオールカーニバル ◆福祉活動推進校 ◆子ども福祉委員

#### イ 社会参加への意識・関心を高めるための情報発信

多彩な社会参加への市民の関心を高めるため、活動の魅力や意義が伝わるよう、内容や媒体を工夫しながら情報を発信します。

また、学生など若い世代の社会参加への関心を高めるため、学校との協働による取組も行います。

#### 主な事業

- ◆守山市公式 Instagram・X 等を活用した情報発信（再掲）
- ◆市民への啓発、ボランティアの育成および支援、斡旋
- ◆福祉活動推進校（再掲） ◆社協だよりの発行 ◆まちづくりリーダー研修会
- ◆もりやま創業塾・創業セミナー（再掲）

## 2. 社会参加・チャレンジの実践

社会参加・チャレンジのきっかけとなるよう、多様な人が気軽に集まり、交流・対話できる場の充実に図ります。

また、市民の社会参加の実践・継続を促進するため、地域で活躍できる場・機会づくりや、社会参加の実践に対するインセンティブの提供など、多様な手段により支援します。

### ア 社会参加のきっかけとなる場づくり

誰もが集える場づくりを通じて、これまで地域での社会参加の機会がなかった人に対するきっかけづくりや活動の場の創出につなげ、一人ひとりの社会参加の実現に寄り添います。

また、子どもや障害のある人、高齢者など様々な立場の人が世代を超えて集い、交流・対話できる機会・場づくりに取り組み、地域での活動を支援します。

#### 主な事業

- ◆重層的支援体制整備事業（参加支援事業）（再掲） ◆認知症総合支援事業（再掲）
- ◆高齢者労働能力活用事業 ◆就労支援に関わる障害福祉サービス事業（就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援）
- ◆就労準備支援事業 ◆重層的支援体制整備事業（地域づくり事業）（再掲）

### イ 社会参加の実践・継続に対する支援

社会参加への意欲を持つ市民の「やってみよう」を後押しするため、起業・ボランティア活動・地域貢献活動など様々な社会参加に踏み出すためのインセンティブの提供やワンストップ支援により、多くの人の社会参加の実践・継続に対する支援を行います。

#### 主な事業

- ◆もりやま創業塾・創業セミナー（再掲） ◆いきがい活動ポイント事業
- ◆高齢者いきいき活動推進補助金



## 基本方針Ⅲ 一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくり

### 1. 人を中心とした暮らしの基盤整備・充実

一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるよう、福祉基盤の充実を図り、支援を必要とする人に制度やサービスが届く体制を整備するとともに、日常生活や社会参加の基盤となる交通・移動手段の確保・整備や、住まいの確保等に向けた支援に取り組みます。

#### ア 福祉基盤の充実

高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など、各分野における福祉基盤の充実を図るなか、福祉制度・サービスの質の向上や相談しやすい環境づくり、地域における支え合いの担い手育成支援に取り組むとともに、福祉制度・サービスを必要とする人が、適切に選択し、利用できるよう、多様な機会・媒体を活用した情報提供に取り組みます。

#### 主な事業

- ◆こどもの居場所・学習支援事業
- ◆「守山顔の見える会」の開催を通じた多職種の連携推進
- ◆介護予防・日常生活支援総合事業 ◆在宅高齢者福祉事業
- ◆行方不明高齢者家族支援サービス
- ◆認知症総合支援事業（再掲） ◆生活困窮者自立支援事業
- ◆虐待対応体制の充実（高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待）
- ◆配偶者等からの暴力（DV）対策
- ◆虐待対応・いじめ防止体制の充実 ◆関係機関との里親制度の周知・啓発
- ◆発達支援システムの充実 ◆子育て支援の充実
- ◆守山市点字広報発行事業 ◆子ども家庭センター

#### イ 権利擁護支援の充実

高齢者や障害のある人、認知症のある人など、すべての人の権利が守られ、尊厳ある生活を送れるよう、権利擁護の支援体制を強化します。支援に関わる機関や市民に対して成年後見制度などの権利擁護に関する制度の周知・啓発を行うとともに、関係機関と連携し、相談から支援まで切れ目なく対応できる体制を整備します。

#### 主な事業

- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- 成年後見制度利用促進事業（付随計画）

## ウ 移動・交通手段の充実

路線バス等の利用が困難な人や自家用車を持たない人など、日常生活での移動が困難な人でも安心して移動できるよう、モーリーカー（乗合交通）の運行などにより、移動・交通手段を充実を図ります。また、路線バスの乗務員不足等の状況を踏まえ、持続可能な地域交通の実現に向け、公共交通全体のバランスを考慮した、「モーリーカー」の制度見直しや交通網の充実策を検討します。

### 主な事業

- ◆既存バス路線の充実
- ◆公共交通、デマンド乗合交通（「モーリーカー」）運行事業
- ◆福祉有償運送事業
- ◆福祉タクシー運賃助成事業
- ◆福祉車両貸出お出かけ応援事業

## エ 住宅確保要配慮者への支援

滋賀県居住支援協議会への参画を通じて、居住支援法人との連携を図り、年齢や国籍、経済状況等により住宅の確保が困難な住宅確保要配慮者に対して、入居支援に関する情報提供や個別相談への対応を行います。また、住宅確保の課題が他の生活課題と複合しているケースにも対応するため、福祉、就労等の支援と一体となって包括的な相談支援を行います。

### 主な事業

- ◆住宅セーフティネットの構築
- ◆滋賀県居住支援協議会への参画
- ◆居住支援法人との連携
- ◆住居確保給付金の給付



## 2. 包括的な支援の推進

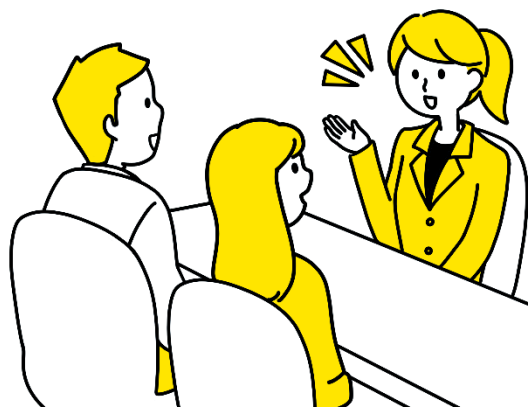
高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮、自殺対策など、各分野における支援に加え、各世帯、個人の抱える複合的な課題や制度の狭間にある課題などに対応した包括的な支援を行うため、世代や属性を問わずあらゆる相談に対応できる体制づくりに取り組みます。

### ア 包括的支援体制の推進

高齢者や障害のある人など、各家庭や個人が抱える複合的な課題や制度の狭間にある課題に対応するため、市において、関係各課や地域の団体・機関との連携体制を強化します。また、あらゆる機関・部署で包括的に相談を受け止めるとともに、地域の支援者等からの情報提供も適切な支援につなげ、制度の狭間の課題にも対応します。

#### 主な事業

- ◆重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）
- ◆重層的支援体制整備事業（包括的相談支援事業） ◆家庭児童相談事業
- ◆ひとり親家庭相談事業 ◆障害者相談支援事業
- ◆すくすく相談会 ◆相談支援（栄養相談、健康相談、こころの相談等に関すること）
- ◆いじめ相談、窓口、特別支援に関する相談業務
- ◆市民相談 ◆消費生活相談 ◆ひきこもり支援



## 付随計画① 重層的支援体制整備事業実施計画

### 1 策定の背景と概要

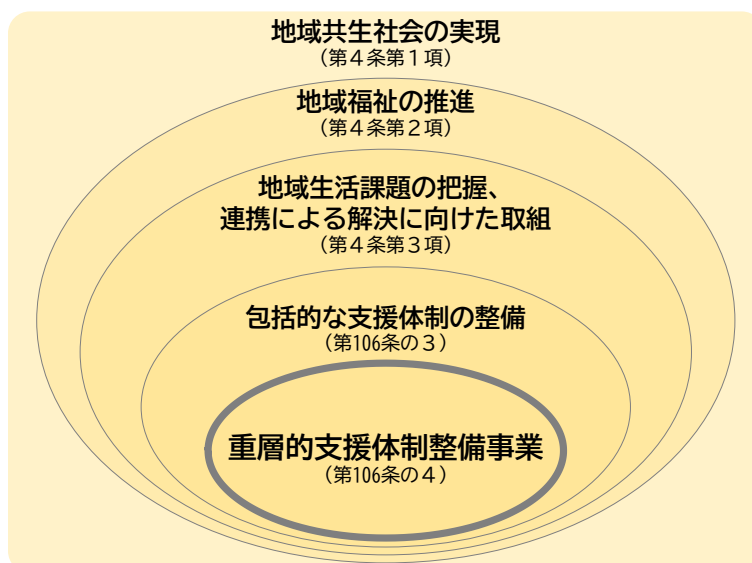
人口減少や少子高齢化の加速などの社会情勢の変化により、社会や地域のあらゆるところで担い手不足が深刻化し、これまでどおりのまちの機能を維持することが困難になっています。一方、個人に置き換えると、家族や地域とのつながりの希薄化、労働環境の変化などにより、孤独孤立や生活困窮など生きづらさを抱える人が顕在化しています。

こうした状況に対応するため、すべての人が地域の資源と結びつきながら自己実現を図ることで、人口減少社会の中で人もまちも元気になっていく地域共生社会の実現をめざし、本市では、既存の制度や体制だけでは解決の難しい地域生活課題の解決に向けて、分野や立場の垣根を超えた連携・協働による包括的な支援体制の構築を進め、強化することを目的として、令和3年4月から重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）を実施しています。

包括的な支援体制を機能させるには、①関係者による目的意識の共有、②人材育成、③現場の後ろ盾となる仕組み・体制・ツールという3つの要素が必要です。重層事業は、この3つの要素を念頭に体制を整備することで、包括的な支援体制をより効果的に進めることを目的としています。支援者同士が一步前に出て連携・協働を進める体制をつくることで、支援者がより動きやすくなり、結果として支援の幅が広がるという観点から支援者支援のための体制整備といわれます。福祉分野だけでなく、まちづくりや教育、産業など、これまで直接的な関わりが少なかった分野の視点も積極的に取り入れながら、対話により新たな発想で解決策を生み出すことをめざします。

本市では、地域福祉計画の付随計画として重層的支援体制整備事業実施計画(以下「本計画」という。)を位置づけ、地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、重層事業を適切かつ効果的に実施するため、社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定します。今回、第5期地域福祉計画の策定に伴う各事業の取組評価をもとに、より効果的に事業を推進していきます。

#### ■重層的支援体制整備事業の社会福祉法上の位置づけ



資料：厚生労働省「令和6年度重層的支援体制構築推進人材養成研修」資料をもとに作成

## 2 計画期間

本計画の期間は、地域福祉計画と同様、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 3 本市における現状と課題

本市ではこれまで、相談者の属性（介護、障害、子ども等）や世代に関わらず、包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑・複合化した事例を関係機関の連携で対応する「家族まるごとの相談支援」を行うとともに、子育て世帯の転入やひとり暮らし高齢者の増加など地域ニーズの変化を踏まえた、交流の場・居場所づくりや、一人ひとりに応じた社会参加の場づくりを行う「多彩なつながりや社会参加の創出」の取組を、重層事業において、分野を超えた連携・協働体制を構築するなか進めてきました。

このような取組を通じ、市民を対象とした調査<sup>\*1</sup>でも暮らしやすいと感じる市民の割合が上昇しており、安心して暮らすことができると感じるまちづくりにつながっています。

しかしながら、令和6年度に実施した市民アンケート調査において、地域活動への参加状況をみると、「現在（ここ1年間）の地域の行事や活動の参加状況」の調査では、「清掃や美化の活動（49.3%）」に次いで、「参加していない（35.6%）」との回答数が2番目に多く、コロナ禍以降で地域活動への参加が減少している可能性があります。一方で、地域活動への今後の参加意向についてみると、現在参加していない人でも、約6割の人が何らかの活動に参加意向があると考えられます。

こうした状況も踏まえて、一人ひとりの興味や関心から活動が始まり、つながりが広がる社会参加の場や地域づくりに一層取り組んでいく必要があります。

## 4 重層的支援体制整備事業の各施策

重層事業は、連携・協働を進めるための体制整備をめざし、以下の（1）から（3）の事業とともに、これらをより効果的かつ円滑に実施するため、（4）、（5）を一体的に実施し、地域共生社会の実現をめざします。

### （1）包括的相談支援事業

相談者の属性（高齢、障害、子ども等）や世代を問わず、あらゆる機関、部署などで包括的に相談を受け止めます。

### （2）参加支援事業

一人ひとりのやりたいことに着目し、地域資源と結びつけながら、活躍の場を通じた多様な社会とのつながりづくりを行います。

\*1 出典：「令和6年度アンケート（住みやすさ指標）」障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合：38.0%（令和元年：28.4%）、高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合：43.3%（令和元年：32.9%）、守山市が住みやすいと思う市民の割合：76.8%（令和元年：74.9%）

### (3) 地域づくり事業

地域の資源を幅広く把握し、住民にとどまらず、その地域に関わる人同士が、世代や属性を超えて交流や活躍できる多様な場づくりに取り組み、地域における活動の活性化を図ります。

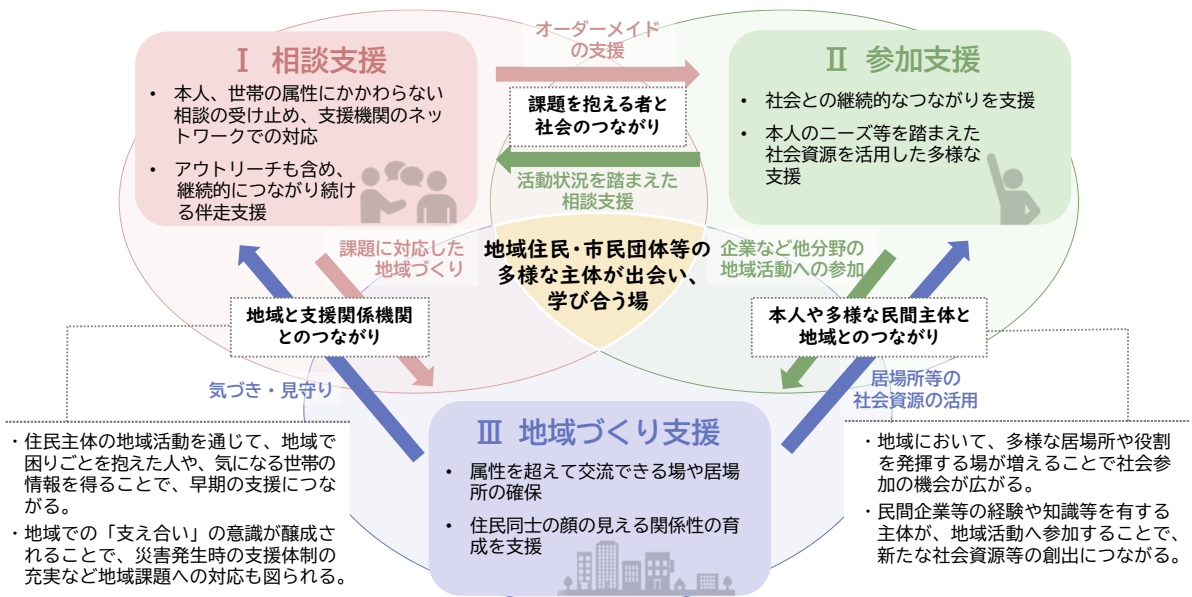
### (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人や相談につながりにくい人に必要な支援を届けるため、関係機関とのネットワークから潜在的な相談者を見つけ、本人との信頼関係構築に向けた継続的な支援を行います。

### (5) 多機関協働事業

相談者本人を中心に地域生活課題の解決を図る際、支援関係機関等が対話し、解決策を生み出すための調整や役割分担、支援の方向性を定めるなど、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めます。

■一体的に行う包括的な支援体制のイメージ図



資料：厚生労働省資料参考

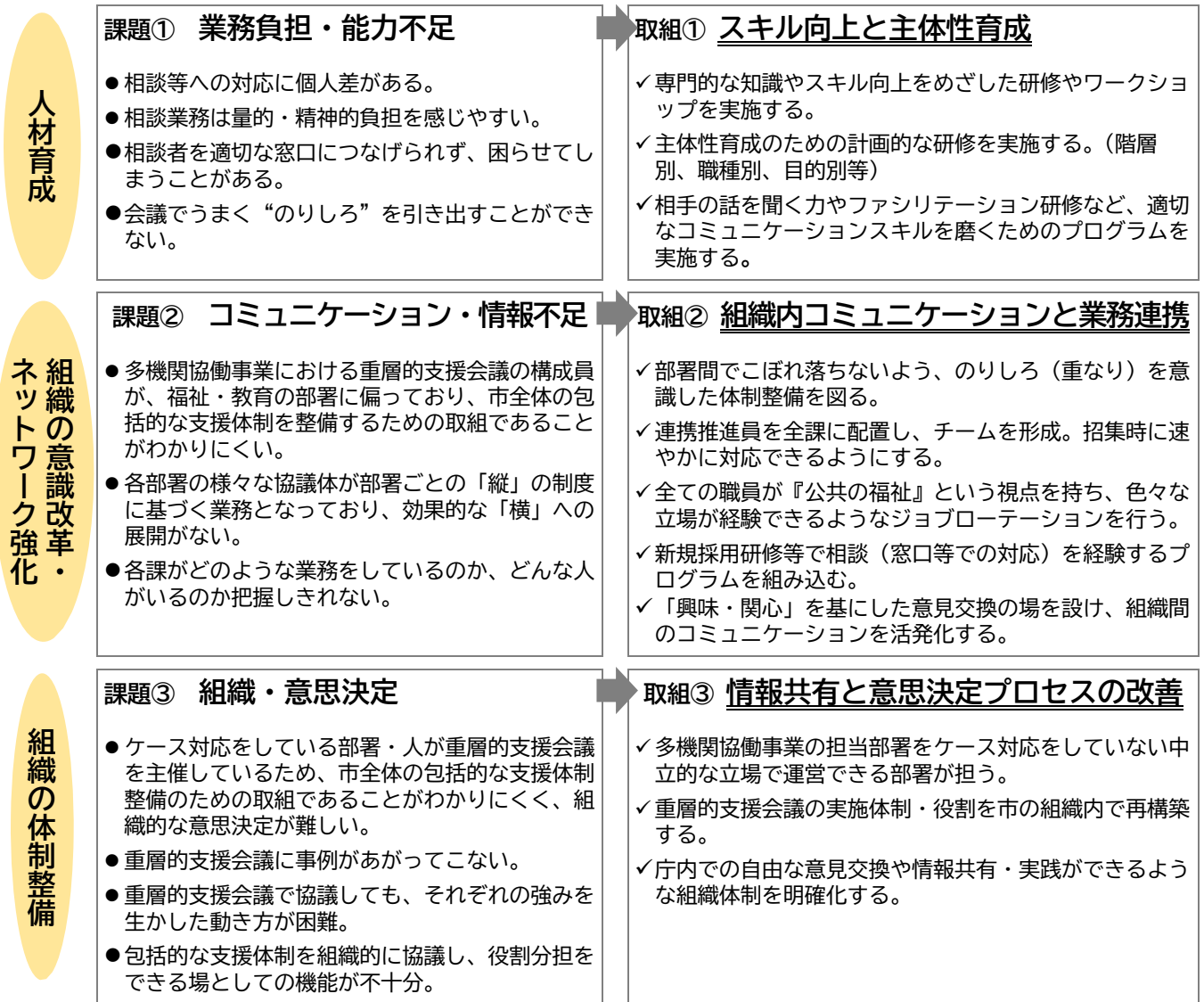


## 5 本市における重層的支援体制整備事業の実施に係る課題および取組

重層事業の実施にあたっては、若者や高齢者、障害のある人など地域で暮らす住民にとどまらず、その地域に関係する、例えば企業、学校、NPO、行政などで働いている人々も含め、多様な視点を持つ者が連携・協働するための体制をつくる必要があります。

本市では、これまで重層的支援会議を通じて、制度や分野の枠にとらわれず、相談者本人の自分らしい生き方とそこから始まる持続可能な地域づくりに取り組んできましたが、これまでの取組を振り返って評価をするなかで、地域住民や関係機関との連携・協働にまだまだ課題があると感じています。今後、重層事業を更に強化していくためには、事業の中核をなす「多機関協働事業」が効果的に機能するよう、「協働の場」や「協働の仕組み」づくりを再構築することが重要と考えました。

このため、本計画の見直しに伴い、包括的な支援体制の構築がさらに進むよう、庁内外からの重層事業関係者で話し合いを重ね、本市における課題整理を基に、解決に向けた取組を進めていきます。



【参考】課題整理の経過（重層的支援会議の活用）

開催日	会議名	内 容
令和7年5月22日（木）	第1回重層的支援会議	「地域共生社会の実現に向けて」基礎講義
令和7年6月27日（金）	第2回重層的支援会議	「居住支援とは」分野を超えた多角的な視点
令和7年7月29日（火）	第3回重層的支援会議	「架空事例を用いた意見出し」制度の枠を超えた柔軟な発想
令和7年8月29日（金）	第4回重層的支援会議	続き～自分が担当するとなれば課題となるものは？
令和7年9月29日（月）	第5回重層的支援会議	続き～課題を超えるために 個人、組織、地域

【取組スケジュール】

		令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	主な取組内容	評価指標	
取組① スキル向上と 主体性育成	人材育成	企画・研修等の実施・評価					検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知識・スキル向上のための研修・ワークショップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講率</li> <li>・アンケートによる自己評価・他者評価</li> </ul>
取組② 組織内コミュニ ケーションと 情報連携	組織の 意識改革	企画・協議・実施・評価					検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携推進員の配置部署の見直し</li> <li>● ジョブローテーション・相談研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携推進員等への意識調査</li> <li>・多機関が参加する会議の開催件数</li> </ul>
	ネットワ ーク強化	企画・協議・実施・評価							
取組③ 情報共有と 意思決定プロ セスの改善	組織の 体制整備	検討	実施・評価				検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多機関協働事業の運営担当部署の再検討</li> <li>● 重層的支援会議の活用促進</li> <li>● 自由な意見交換・情報共有・実践に向けた組織体制の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携推進員の配置部署数</li> <li>・重層会議の活用件数</li> <li>・組織管理職への意識調査</li> </ul>

## 6 重層的支援体制整備事業において実施する事業および実施体制

### (1) 包括的相談支援事業

#### 地域包括支援センターの運営【第1号のイ】

事業名	地域包括支援センターの運営
支援対象	65歳以上の高齢者等
事業内容	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域の中核拠点として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護等の業務を行い、介護・医療サービス関係者や地域支援者と協働しながら、高齢者やその家族の支援を行う。</p> <p>基幹型：市が運営し、圏域の後方支援と3圏域のセンターの総合調整に加え、一般介護予防事業等の高齢者施策を中心に担当。</p> <p>圏域型：より身近な地域で、きめ細やかな対応を行う相談支援や権利擁護などのケースワーク業務を中心に担当。必要な専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師など）を配置し、チームで取り組んでいる。</p>
実施方式	<p>直営：基幹型地域包括支援センター 1か所</p> <p>委託：圏域地域包括支援センター 3か所          南部・北部：社会福祉法人慈恵会          中部：社会福祉法人守山市社会福祉協議会</p>
所管課	地域包括支援センター

#### 相談支援事業【第1号のロ】

事業名	障害者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）
支援対象	<p>障害のある人</p> <p>およびその家族等</p>
事業内容	一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、障害者相談支援センターの運営
実施方式	委託：一般社団法人守山・栗東障害者相談支援センター
支援機関	<p>〔一般相談支援事業所〕：圏域2か所          守山・栗東障害者相談支援センターみらいく          精神障害者地域生活支援センター風</p> <p>〔特定相談支援事業所〕：市内12か所          障害者相談支援センターあんず          障害者相談支援センターやじろバエ          計画相談事業所リリーフ          相談支援事業所はなみずき          守山市児童相談支援事業ぼけっと          守山学園相談支援事業所ゆかり          相談支援事業所ビッグライフ          相談支援事業所ほえ～る          相談支援事業所メンタルサポート タイム          相談支援事業所 「叶」          ライフパートナー パドル          エンゲイジ</p> <p>〔発達支援センター〕：市内1か所</p>

	守山市発達支援センター（直営） 〔権利擁護〕：圏域1か所 特定非営利活動法人成年後見センターもだま
所管課	障害福祉課

#### 利用者支援事業【第1号の八】

事業名	利用者支援事業（一般型）
支援対象	子どもおよび保護者
事業内容	・教育、保育施設や子育て支援事業等の利用に関する相談等の実施 ・教育、保育施設や子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡および調整、連携、協働の体制づくり
実施方式	指定管理：大型児童センター（社会福祉法人友愛）、守山市地域子育て支援拠点施設（株式会社セリオ） 市内全域
所管課	こども政策課

事業名	利用者支援事業（こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）
支援対象	子どもおよびその保護者等
事業内容	『こども家庭センター型』 【統括支援員の配置】 こども家庭センターに母子保健機能、児童福祉機能の双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断ができる統括支援員を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの継続的な支援に努める。 【母子保健機能】 ・支援台帳の作成 ・育児サロン、親子教室の開催 ・子育てに関する相談事業 ・母子保健サービス等の情報提供 ・関係機関との連携（合同ケース会議等含む） ・サポートプランの作成 【児童福祉機能】 ・子ども家庭支援員の配置による家庭児童相談業務の実施 ・虐待対応専門員の配置による虐待対応、家庭支援の実施 『妊婦等包括相談支援事業型』 ・ネウボラ面接（母子健康手帳発行時の専門職による面接）および支援プランの作成 ・妊娠8か月アンケートおよびアンケートを基にした面談（電話面談含む） ・配慮を要する妊産婦に対する継続的な面談等のフォロー ・新生児訪問 ・子育てに関する情報発信
実施方式	直営 市内全域
所管課	母子保健課、子育て応援室

### 生活困窮者自立支援事業【第1号の二】

事業名	生活困窮者自立支援事業
支援対象	現に生活に困窮している、または将来において生活が困窮するおそれがある人等
事業内容	生活困窮に関する包括的・継続的相談、支援計画の作成・検討・評価等
実施方式	直営 市内全域
所管課	生活支援相談課

### (2) 参加支援事業【第2号】

事業名	参加支援事業
支援対象	社会とのつながりが希薄な者等
事業内容	<p>(居場所) 誰もが集える場づくりの運営をする中、コーディネーターを配置し、多世代・多様な人々の交流・対話による「つながり」づくりと地域資源を生かした新たな活動の創出支援を行い、一人ひとりの希望や特性等に応じた社会参加に向けた支援を実施</p> <p>(就労支援) 市内事業所等を訪問し、新たな就労や就労体験の場を開拓・創出して、ひきこもりの方等と企業のマッチング、就労等に向けた準備支援、定着支援を実施</p>
実施方式	委託：(居場所) 合同会社 Mitte (就労) 特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀 市内全域
所管課	健康福祉政策課

### (3) 地域づくり事業

#### 地域介護予防活動支援事業【第3号のイ】

事業名	すこやかサロン
支援対象	家に閉じこもりがちな高齢者（市内在住、65歳以上）
事業内容	地域において家に閉じこもりがちな高齢者に対し、当該高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消および高齢者の地域交流を図るため、レクリエーション等の交流、健康チェック、体操等の介護予防等を実施
実施方式	委託：社会福祉法人守山市社会福祉協議会 71自治会、7学区
支援機関	自治会、学区社会福祉協議会
所管課	長寿政策課

事業名	いきがい活動ポイント事業
登録者数	223名(令和7年6月末時点)
事業内容	高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、対象施設でボランティア活動を行った場合に、活動に対して、市内の店舗等で使用できる商品券や公共施設の利用券に交換できるポイントを付与
実施方式	委託：社会福祉法人守山市社会福祉協議会 市内全域
所管課	長寿政策課

### 生活支援体制整備事業【第3号のロ】

事業名	生活支援体制整備事業
支援対象	全市民
事業内容	地域住民、事業者等多様な主体による地域課題の解決に係る体制づくりの促進および地域課題を解決するための取組の実践
実施方式	委託：社会福祉法人守山市社会福祉協議会 第1層（市内全域）1か所 第2層（各学区）7か所
支援機関	守山市社会福祉協議会（第1層） 学区社会福祉協議会（第2層）
所管課	長寿政策課

### 地域活動支援センター事業【第3号のハ】

事業名	地域活動支援センターⅠ型事業
支援対象	精神障害のある人等
事業内容	相談支援事業やサロン運営、講師を招いてのピアサポートプログラム等を実施
実施方式	委託：医療法人周行会精神障害者地域生活支援センター風
所管課	障害福祉課

事業名	地域活動支援センターⅡ型事業
支援対象	障害のある人等
事業内容	在宅の障害者に対して、入浴サービス、機能訓練、社会適応訓練等を実施
実施方式	委託：社会福祉法人湖南会湖南地域障害者生活支援センター
所管課	障害福祉課

### 地域子育て支援拠点事業【第3号のニ】

事業名	大型児童センター
支援対象	子どもおよび保護者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちに安全で快適な遊び場を提供し、子どもたちの心と身体の健康増進を図る</li> <li>・乳幼児や小学生、保護者等を対象に、いろいろな遊びや体験学習の機会を提供し、遊びを通して生活体験を豊かにし、親子のふれあいや保護者同士の交流等を図る。また、子育て支援情報の提供や子育て相談事業を実施し、保護者の育児不安や負担の軽減に努める</li> <li>・中高生に対しても、自主的活動への支援ときっかけづくりの促進とともに、安全な居場所としての活用を図る</li> <li>・教育、保育施設や子育て支援事業等の利用に関する相談等の実施</li> <li>・教育、保育施設や子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡および調整、連携、協働の体制づくり</li> </ul>
実施方式	指定管理 社会福祉法人友愛 市内全域
所管課	こども政策課

事業名	守山市地域子育て支援拠点施設
支援対象	児童および保護者
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施、拠点施設の設置目的を達成するに適した自主イベント等の実施、市と共同で、市子育て支援事業（子育て期の各種サロン・相談会、「わくわく子育て応援プログラム等）」の実施</li> <li>・子育てに関する情報収集および提供</li> <li>・子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援</li> <li>・ファミリー・サポート・センターとの連携</li> </ul>
実施方式	指定管理 株式会社セリオ 市内全域
所管課	こども政策課

#### 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業【第3号】

事業名	地域づくり事業
支援対象	全市民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・民生委員・児童委員等と連携した多様な市民交流の場・居場所の創出</li> <li>・多様な活動団体等との連携体制の構築</li> </ul>
実施方式	委託：社会福祉連携法人守山市社会福祉協議会
所管課	健康福祉政策課

#### (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【第4号】

事業名	アウトリーチ等を通じた継続的支援業務
支援対象	支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人等
事業内容	専任の相談員を配置し、支援が届いていない人や相談につながりにくい人に必要な支援を届けるため、個別相談や居場所の運営等により、地域の関係者と連携した継続的な支援を行う。
実施方式	委託：特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀
所管課	生活支援相談課

#### (5) 多機関協働事業【第5号・第6号】

事業名	多機関協働事業
対象	複雑化・複合化した課題を抱えている人およびその家族等
事業内容	重層的支援会議を活用するなどして、支援関係機関が対話し、解決のための調整、役割分担、支援の方向性を定めるなど、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める。
実施方式	直営
重層的支援会議 構成メンバー	福祉・教育部局等の関係課に配置している連携推進員、参加支援・アウトリーチ・地域づくり事業受託者等
所管課	生活支援相談課

## 7 計画の評価・進捗管理

事業の推進にあたっては、関係部署の所属長を構成員とした守山市地域福祉庁内推進会議および市民や各種団体等の代表者を構成員とした守山市地域福祉推進会議において、事業の取組評価と進捗管理を行っていきます。



## 付随計画② 成年後見制度利用促進基本計画

### 策定の背景と趣旨

国では、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できる体制の整備と、本人の地域社会への参加の実現をめざし、令和4年3月に「第2期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。その中では、市町村の役割として、協議会および中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりの取組や、市町村長申立、制度の利用支援などが示されています。

本市では、誰もが安心して生活できるための支援体制のひとつとして成年後見制度の利用促進を図るため、地域福祉計画と成年後見制度利用促進計画を一体的に策定するものです。また、国の制度改正などがある場合には、計画期間中においても必要に応じて取組の見直しを行うなど、適切に対応します。

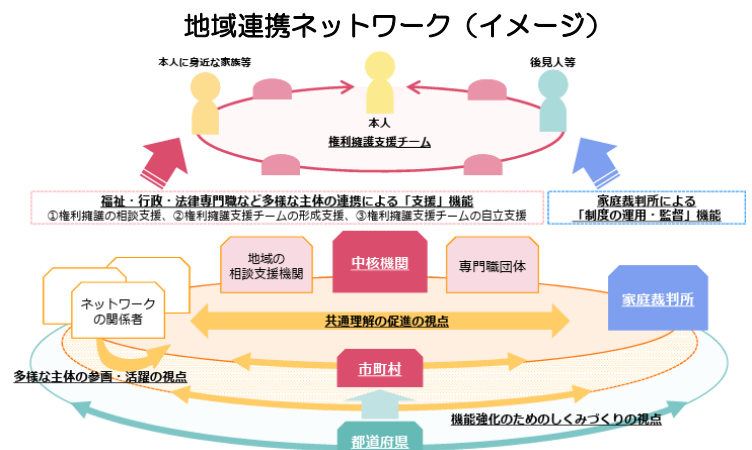
### 施策

#### ■ 成年後見制度の利用促進

- 高齢者や障害のある人等への支援の中で権利擁護支援が必要と考えられる場合には、本人にとって最適な制度の利用につながるよう、関係機関と連携します。
- 本人やその家族の申立支援に加え、市長申立や申立費用および報酬助成等により、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な認知症高齢者等に対し、成年後見制度の利用を支援します。
- 成年後見制度や権利擁護に関して、高齢者の子ども世代など、若い世代への周知・啓発を行います。
- 相談会、出前講座、研修会等の実施により、成年後見制度の利用に関する相談や情報提供を行います。

#### ■ 地域連携ネットワークづくり

- 権利擁護支援の検討、成年後見制度の利用開始、利用開始後の3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能を持つ「地域連携ネットワーク」の強化に取り組みます。
- 湖南4市における地域連携ネットワークの中核機関（成年後見センター「もだま」）を中心に、行政、地域の関係機関がそれぞれの役割のもと連携し、権利擁護に係る具体的な支援体制の構築を図ります。
- 成年後見制度を必要とする人や世帯では、複数の課題が複合的にみられることもあるため、地域社会への参加などの支援も行えるよう、地域における多様な分野・主体が連携する包括的なネットワークの構築に努めます。



## 付随計画③ 再犯防止の推進について（地方再犯防止推進計画）

### 策定の背景と概要

国の令和6年刑法犯認知件数は、戦後最少となった令和3年から3年連続で増加しています。また、再犯者率（刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合）は令和5年で47.0%と高い割合となっています。犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

そのため、再犯防止に向けた更生保護の活動を通じて、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立しないように関係団体と連携し、息の長い支援を行うとともに、更生保護に対する市民理解の促進や更生保護の担い手等が活動しやすい環境づくりを行う必要があります。

本市においても、国の「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪をした者等の円滑な社会復帰の支援と、誰もが安心して暮らせる社会の実現のため、地方再犯防止推進計画を策定します。

### 施 策

#### ■再犯防止および更生保護に関する周知・啓発

- 保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携して、7月の「社会を明るくする運動」強化月間に合わせて守山市内各所で啓発活動を行います。関係機関と連携し、市民がより関心を持てるような周知・啓発方法について検討します。

#### ■孤立を生まない仕組みの推進

- 犯罪や非行を生まないように、地域での見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、社会参加の場や機会の充実を促進します。
- 犯罪をした者等のすべての困りごとや相談を受け止めるとともに、関係機関と連携しながら、罪を犯した少年・若年者や高齢者、障害のある人、薬物依存のある人等に対し、包括的かつ一人ひとりの状況に応じた支援体制を整えます。

#### ■立ち直りに向けた支援

- 守山野洲少年センターなどの関係機関と連携し、青少年の健全な育成に努めます。
- 犯罪をした者等が再び地域で暮らせるように、住居や就労等の課題の解決に向けて支援を行います。
- 協力雇用主制度に関する周知を行い、制度の促進に向けた協力をを行います。

#### ■保護司をはじめとする更生保護の担い手等が活動しやすい環境づくり

- 保護司活動に必要な面談場所（公共施設）を提供します。
- 保護司からの相談に応じて、必要な関係機関につなぎます。
- 更生保護の担い手等の活動やその意義が市民に理解されるとともに、担い手の確保につながるよう、『保護司だより』等により更生保護活動の周知を行います。



# 第5章

## 計画の策定・推進体制



## 第5章 計画の策定・推進体制

### 第1節. 計画の策定・推進体制

#### 1. 多様な主体との連携・協働

第5期計画の推進にあたっては、市民、自治会・学区、民生委員・児童委員、福祉協力員といった福祉関係者、NPO、民間事業者、市社協、市（行政）などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

とりわけ、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とし、社会福祉法に位置づけられた公共性を有する民間団体です。地域に積極的に向き、福祉課題を把握するとともに社会福祉協議会が中心となって、市民や団体との連携・調整を行い、市民活動を促進することが期待されます。

このため、各主体に対して、本計画における趣旨、施策の内容などについての情報を発信し、理解を進める中、地域における連携・協働の取組を促進し、実効性のある地域福祉の推進につなげていきます。

#### 2. 庁内関係部署との連携

本計画は、福祉、保健、商工、まちづくり、教育、交通、都市計画、防犯、防災など様々な分野が、連携・協働し推進していく必要があります。

このため、守山市地域福祉庁内推進会議により、関係部署と情報を共有し、連携を強化していきます。

### 第2節. 計画の広報

広く市民に「守山市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページへの掲載などを行い、計画推進への協力を求めていきます。

### 第3節. 計画の進捗管理

本計画を実施していくにあたっては、「守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画（守山いきいきプラン2024）」や「守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画（もりやま障害福祉プラン2024）」といった各個別計画において具体的な施策を展開していくこととなりますが、実効性を高めるために、本計画を基に各施策の進捗状況を定期的に把握・評価することが必要です。

このため、本計画の目標を設定し、守山市地域福祉推進会議において具体的な事業の推進と進捗管理を行っていきます。



# 資料編

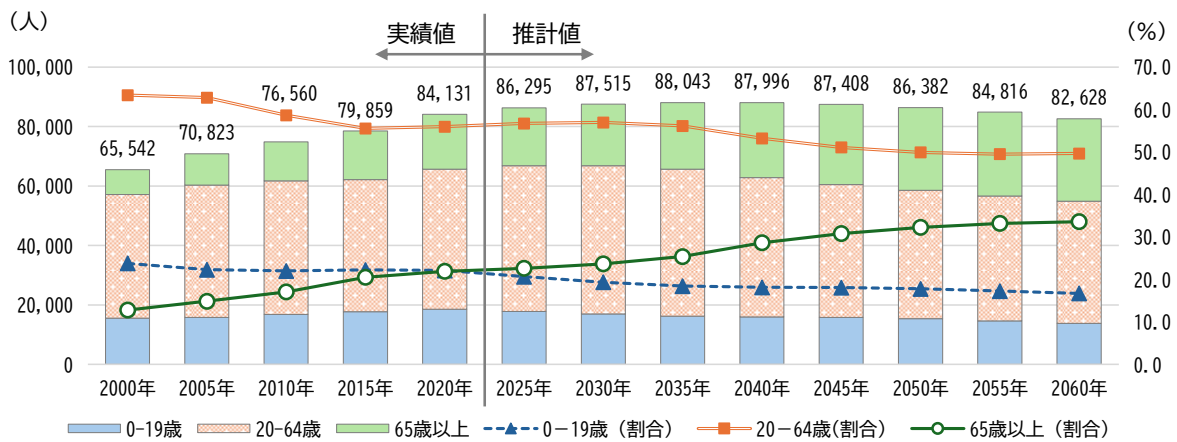


# 〈資料編〉

## 資料1 統計データ

総人口をみると、2035年ごろまで増加を続け、その後減少に通じる見込みです。また、65歳以上の高齢者の割合は上昇、0～19歳の割合は低下が続く推計となっており、本市においても少子高齢化が進行していくと考えられます。

人口の推移と推計

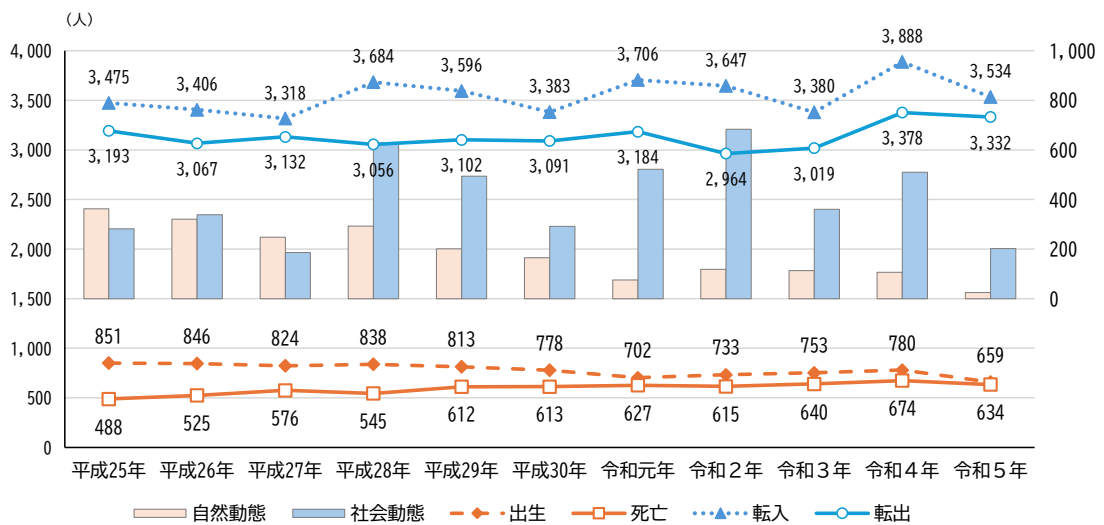


資料：2015年までの実績値は国勢調査、2020年の実績および推計値は守山市長期ビジョン 2035

自然動態をみると、これまで出生が死亡を上回る自然増の状態が続いていますが、令和5年には出生数が700人を下回り、死亡数に近づいています。

社会動態をみると、年による変動はあるものの、転入者数が転出者数を上回る社会増が続いています。

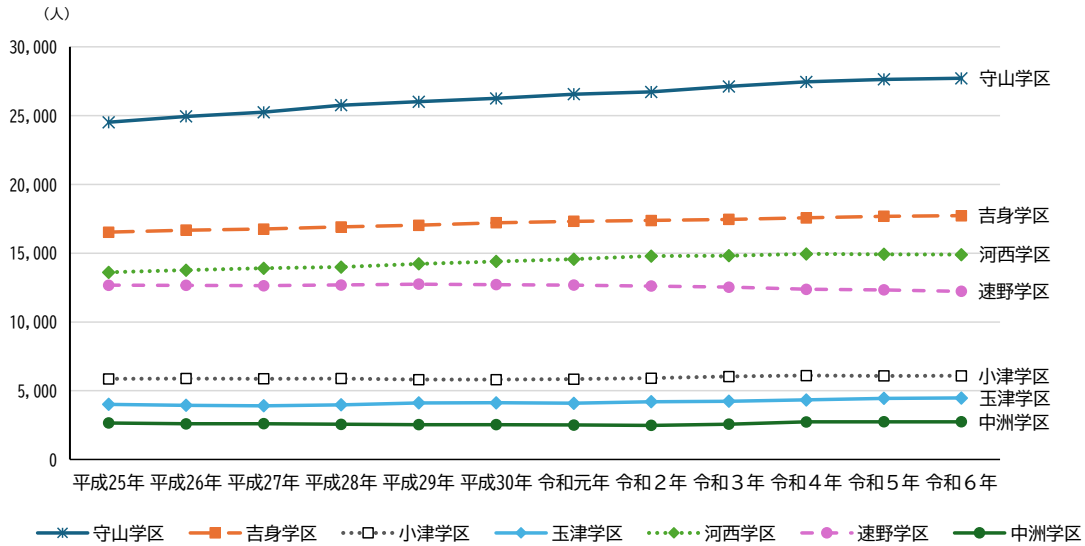
人口動態



資料：守山市統計書

多くの学区で人口は増加傾向にあり、特に守山学区で大きく増加しています。一方、速野学区では、令和元年以降人口が減少しています。

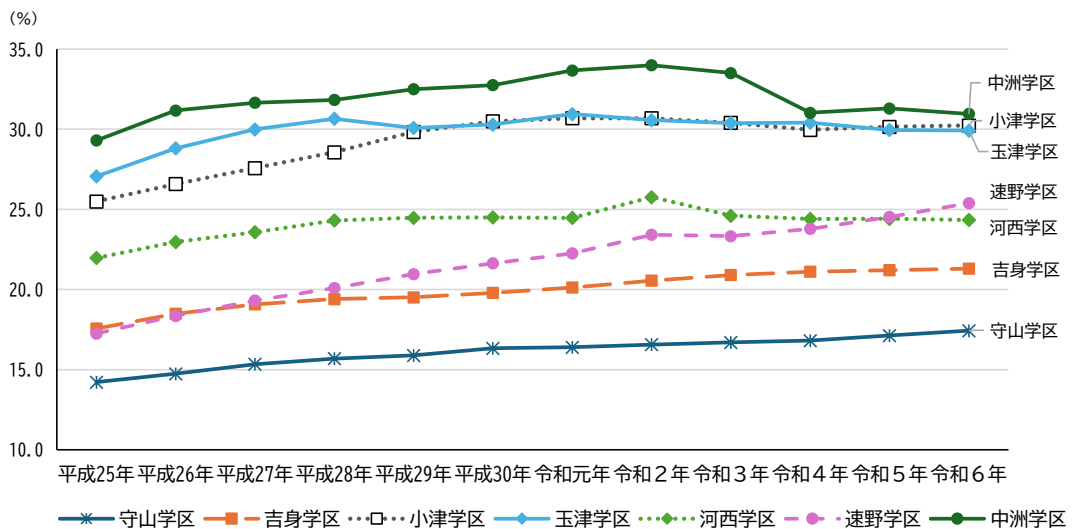
### 学区別人口の推移



資料：守山市統計書

高齢化率は横ばい傾向の学区と上昇傾向の学区があります。守山学区、吉身学区、速野学区では上昇していますが、その他の学区では近年では横ばい傾向となっています。

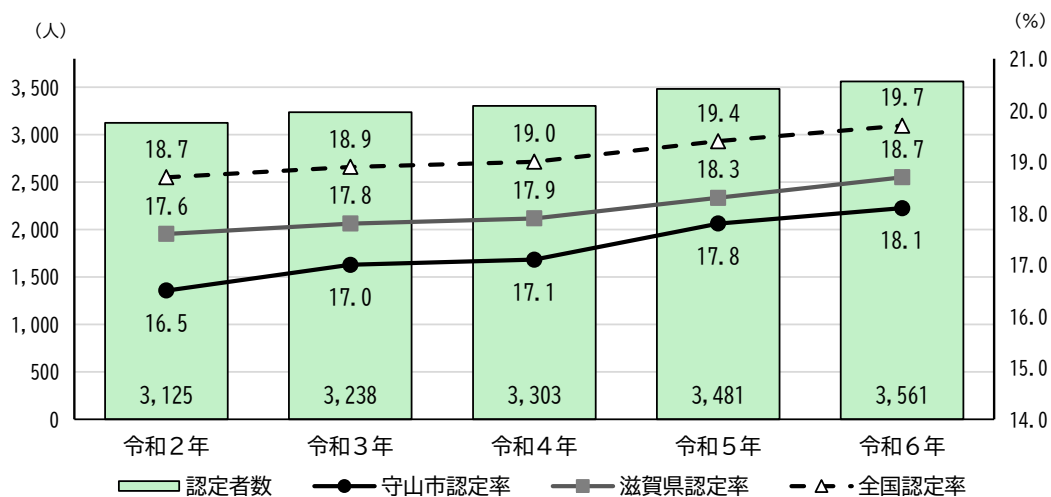
### 学区別高齢化率の推移



資料：守山市統計書

支援や介護を必要とする高齢者（要支援・要介護認定者）の数と割合は、年々増加しています。また、高齢者に占める要支援・要介護者の割合（認定率）は、全国、滋賀県より低い値で推移していますが、上昇を続けており、令和5年には滋賀県に近い水準となっています。

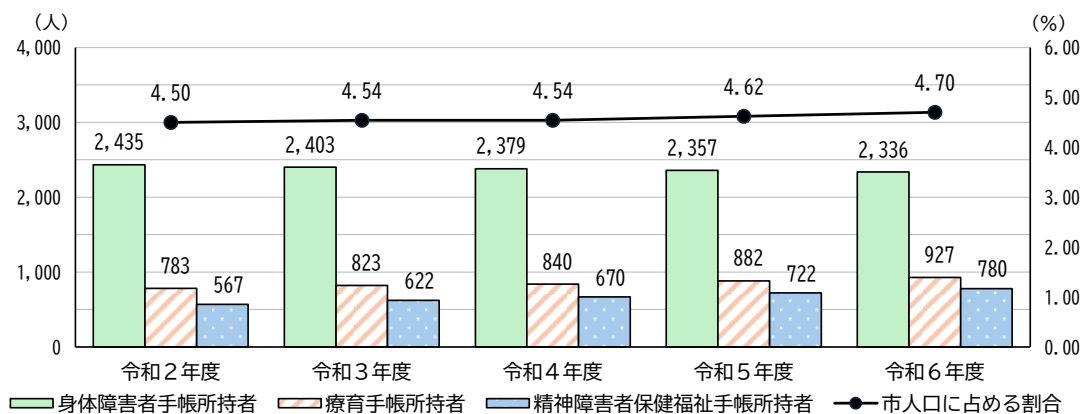
要支援・要介護認定者数と認定率



資料：介護保険事業状況報告年報

障害者手帳を所持する人の数は全体としては増加傾向にあります。

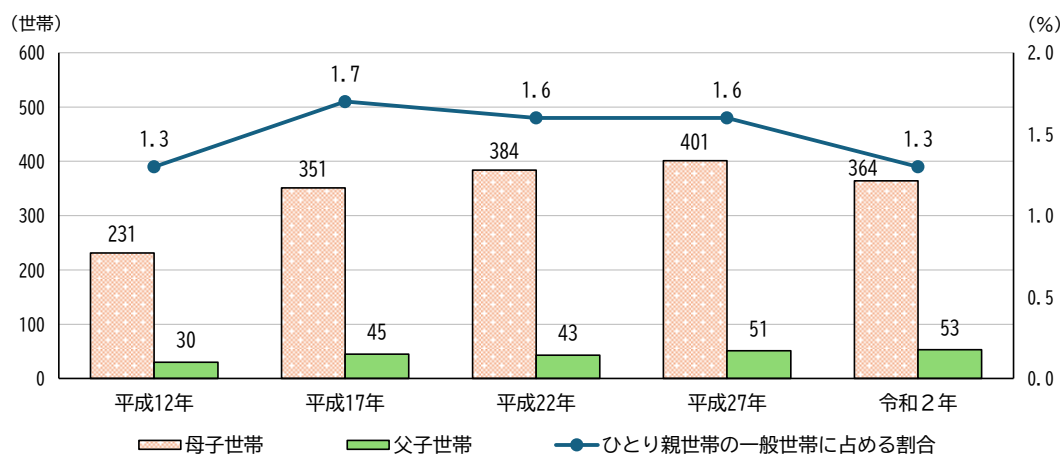
障害のある人の数と割合



資料：障害福祉課

ひとり親世帯数は増加傾向にありましたが、令和2年には減少に転じています。また、ひとり親世帯の一般世帯に占める割合も平成17年からは低下傾向となっています。

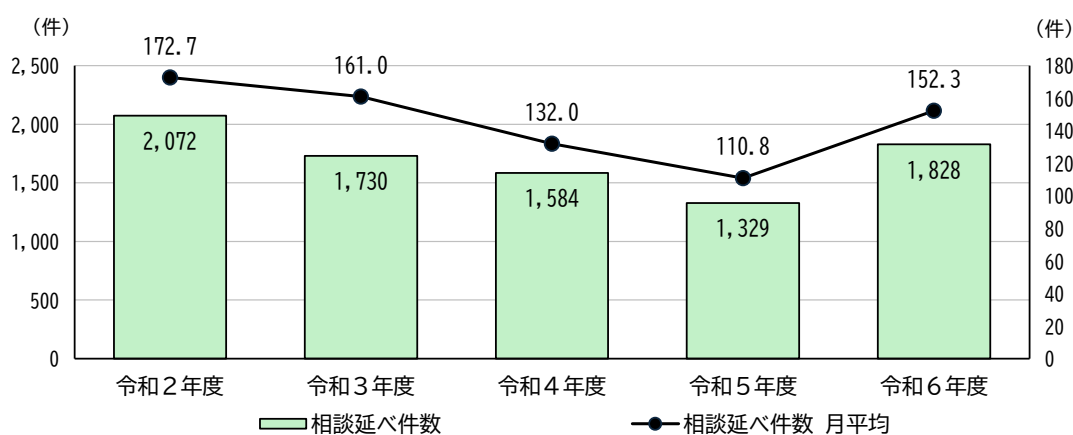
### ひとり親世帯の状況



資料：国勢調査

生活困窮相談、市民相談、消費生活相談を合計した生活支援の相談件数は、新型コロナウイルスの流行の影響もあり、令和2年度に増加しました。その後令和5年度まで減少傾向となっていましたが、令和6年度にふたたび増加に転じました。

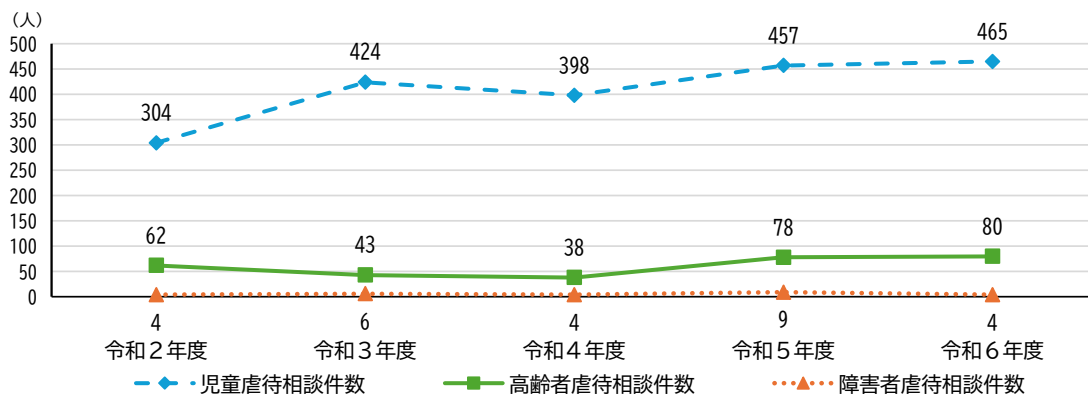
### 生活支援相談件数



※生活困窮相談、市民相談、消費生活相談の合計  
資料：生活支援相談課

児童虐待の相談件数は、増加傾向にあります。高齢者虐待の相談件数は、令和5年度以降増加に転じています。障害者虐待の相談件数は横ばい傾向となっています。

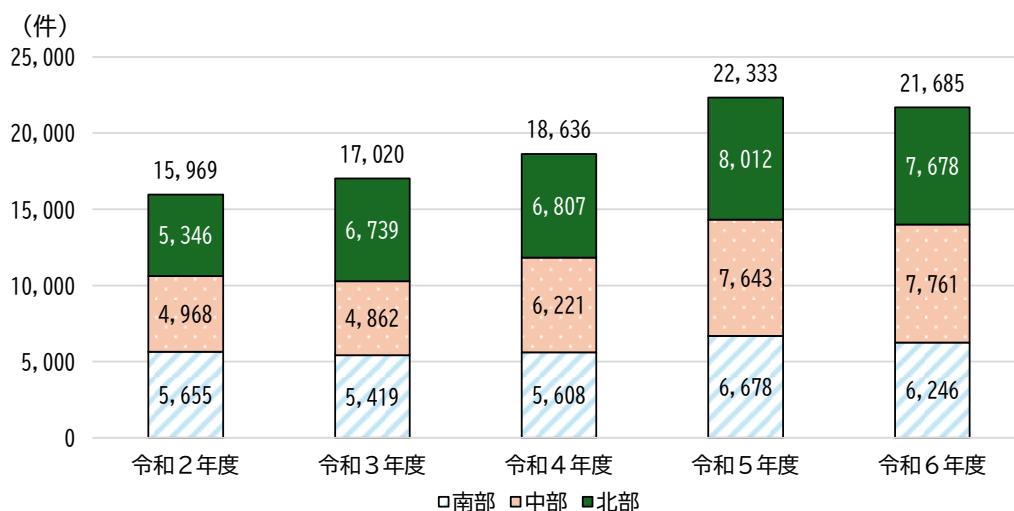
虐待相談件数



資料：各課事業実績  
 児童虐待：子育て応援室  
 高齢者虐待：長寿政策課  
 障害者虐待：障害福祉課

南部・中部・北部すべての圏域で、地域包括支援センターにおける総合相談件数は令和5年度までは増加しており、特に令和4年度から令和5年度にかけて大きく増加しています。令和6年度にはやや減少しています。

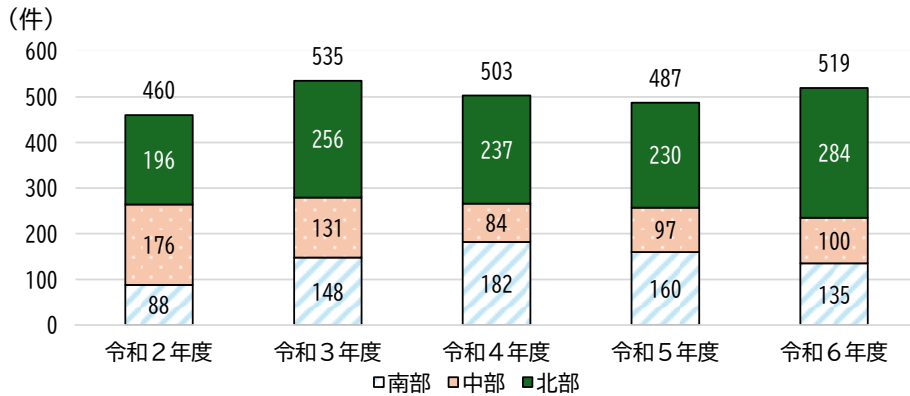
地域包括支援センターにおける総合相談件数



資料：地域包括支援センター

地域包括支援センターにおける権利擁護相談件数は令和3年度から減少しているものの、令和2年度以前よりも件数は多い状況で推移しています。圏域別にみると、北部では令和3年度まで、南部では令和4年度までは増加していましたが、その後は若干減少傾向にあります。一方、中部では令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度は増加しています。

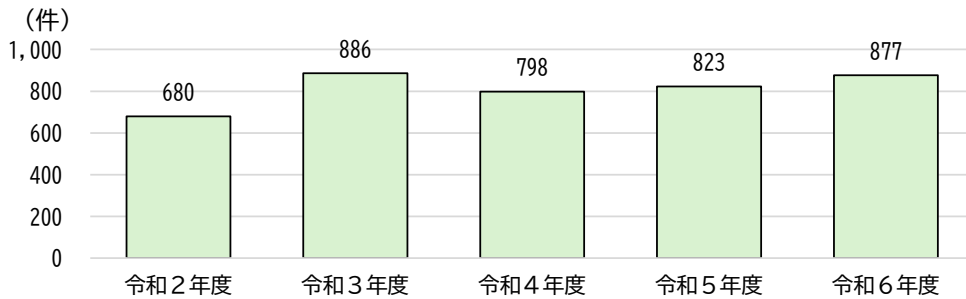
地域包括支援センターにおける権利擁護相談件数



資料：地域包括支援センター

家庭児童相談対応児童数は令和4年度に一時減少していますが、概ね増加傾向となっています。

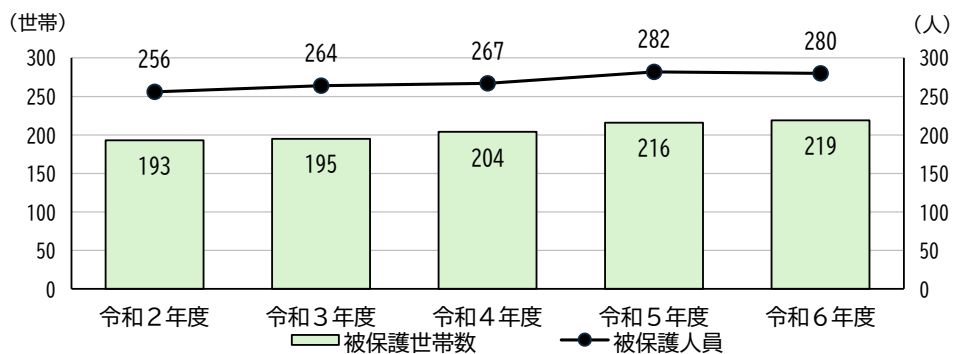
家庭児童相談対応児童数



資料：こども家庭センター

生活保護の状況は、被保護世帯数、被保護人員ともに概ね増加傾向となっています。

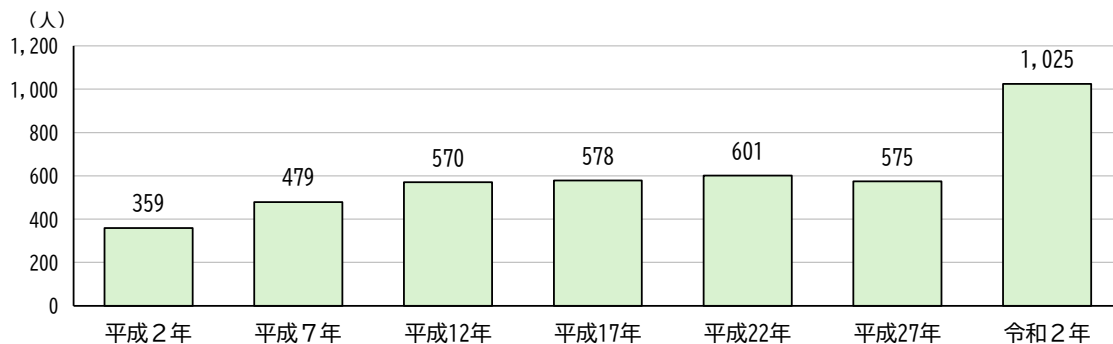
生活保護の状況



資料：健康福祉政策課

外国籍人口は平成2年から平成22年までゆるやかな増加となっていました。平成27年から令和2年にかけて急増しています。

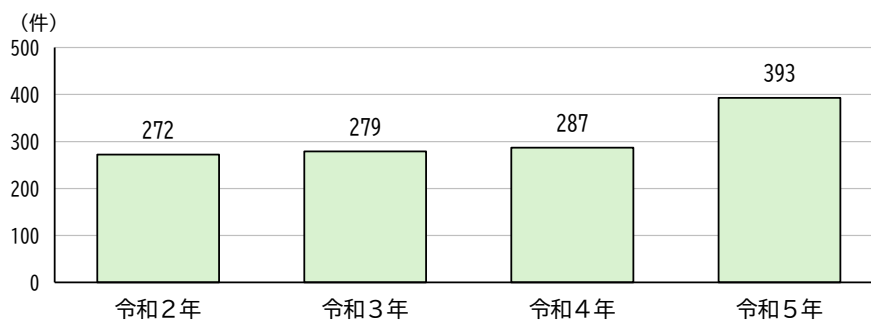
### 外国籍人口



資料：国勢調査

刑法犯発生件数は令和2年以降、増加傾向となっています。

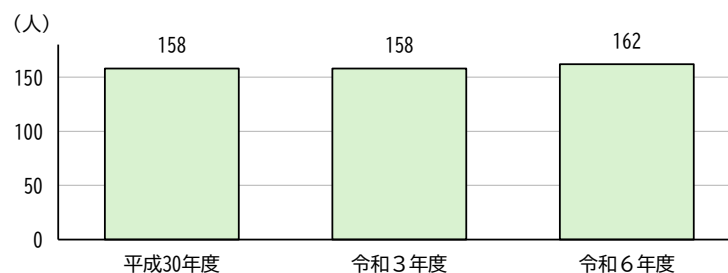
### 刑法犯発生件数



資料：守山市統計書

民生委員・児童委員数は、平成30年度から令和3年度は変わらず、令和6年に4人増加しています。

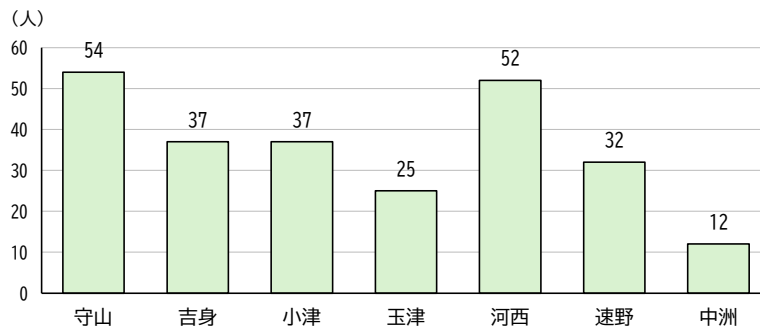
### 民生委員・児童委員数（各年4月1日現在。3年ごとに一斉改選。）



資料：健康福祉政策課

福祉協力員数は学区によって差が大きくなっています。これは自治会数や人口規模などの違いによるものです。

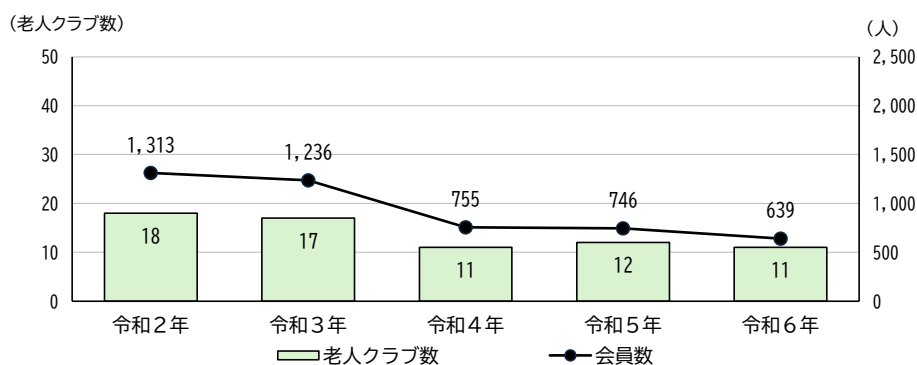
学区別の福祉協力員数（令和7年6月現在）



資料：守山市社会福祉協議会

老人クラブ数、会員数ともに令和2年から減少傾向となっています。

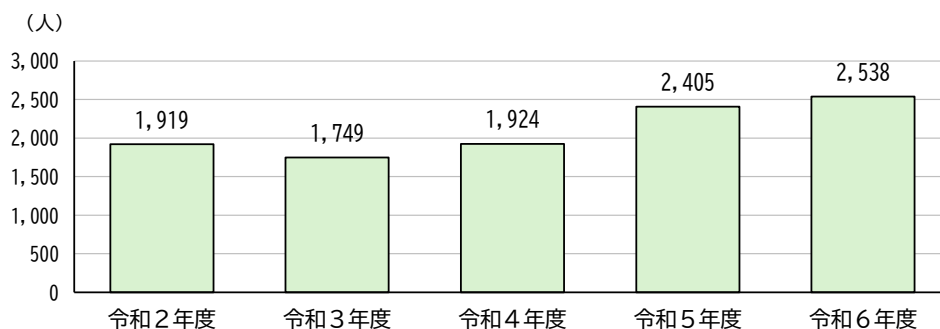
老人クラブ数と会員数



資料：長寿政策課

認知症サポーター養成者数は令和3年度からは増加傾向となっています。

認知症サポーター養成者数



資料：長寿政策課

## 資料2 各種調査等の実施結果

### 1. 市民アンケート調査結果の概要

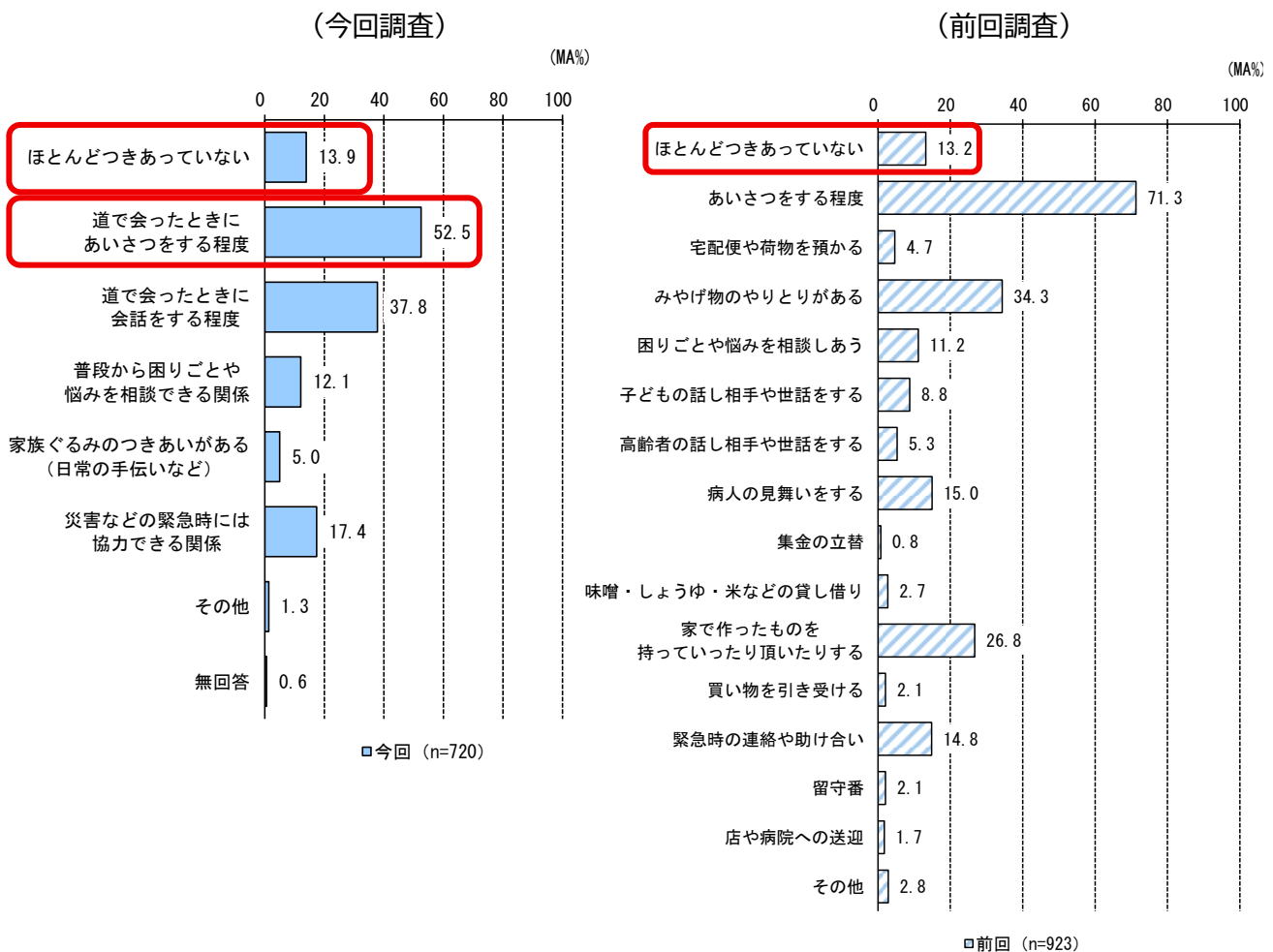
#### 留意点

1. 「n」は「number」の略で、比率算出の母数。
2. 単数回答の場合、本文および図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合がある。
3. 複数回答の場合、図中にMA (Multiple Answer =いくつでも)、と記載している。
4. 表内において、上位1位、上位2位には色付けをしている。また、全体と比べて10ポイント以上高い場合には△、10ポイント以上低い場合には▼の記号を付けている。
5. グラフ中「前回」は、平成22年に行った前回調査の結果を示す。また、前回調査の無回答は図表から除いている。

#### ●地域のつながり

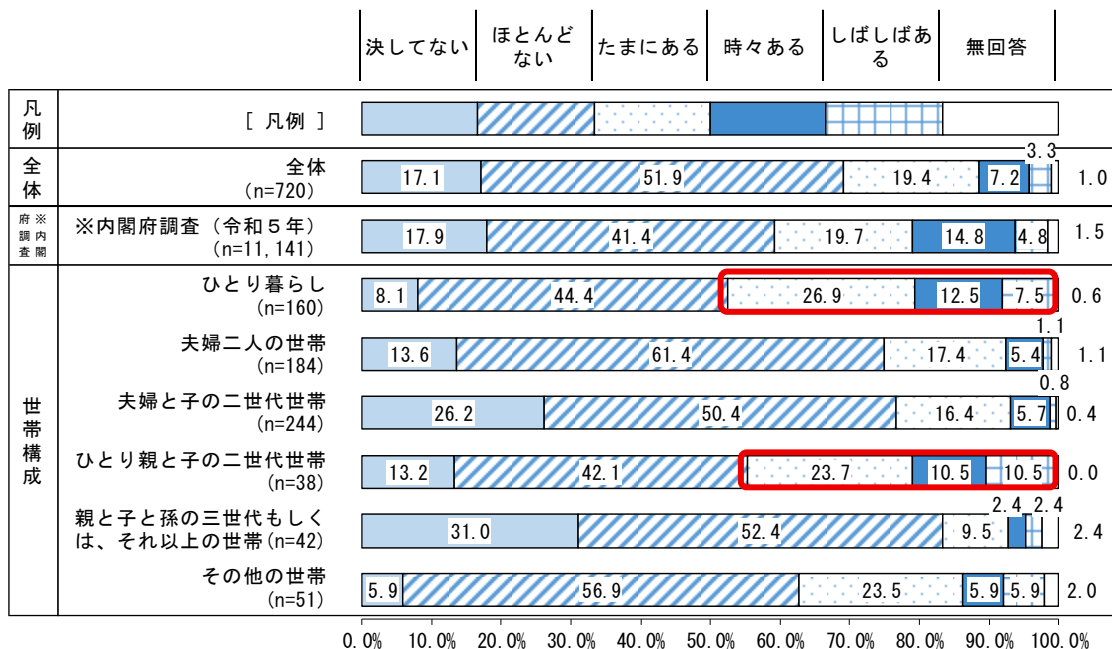
近所づきあいの状況で「ほとんどつきあっていない」と回答した人は1割と平成22年の調査と大きな変化はありません。つきあいの内容では、「道であったときに挨拶する程度」が最も高く、相談するなどの密なつながりは少ないと考えられます。

#### 近所づきあいの状況

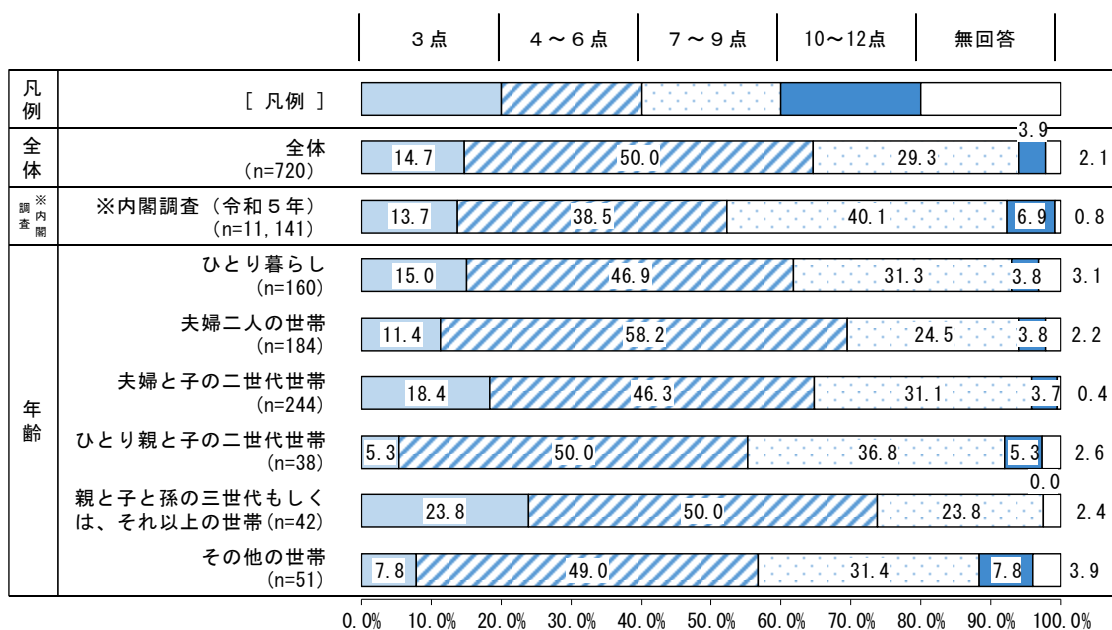


孤独感の状況をみると、内閣府の調査に比べて孤独を感じている人が少ない状況がみられます。また、世帯構成では、ひとり暮らし世帯、ひとり親と子の二世帯世帯において孤独を感じる割合が高くなっています。

### 孤独感（どの程度孤独であると感じたことがあるか）



### 孤独感（3つの設問から判定）



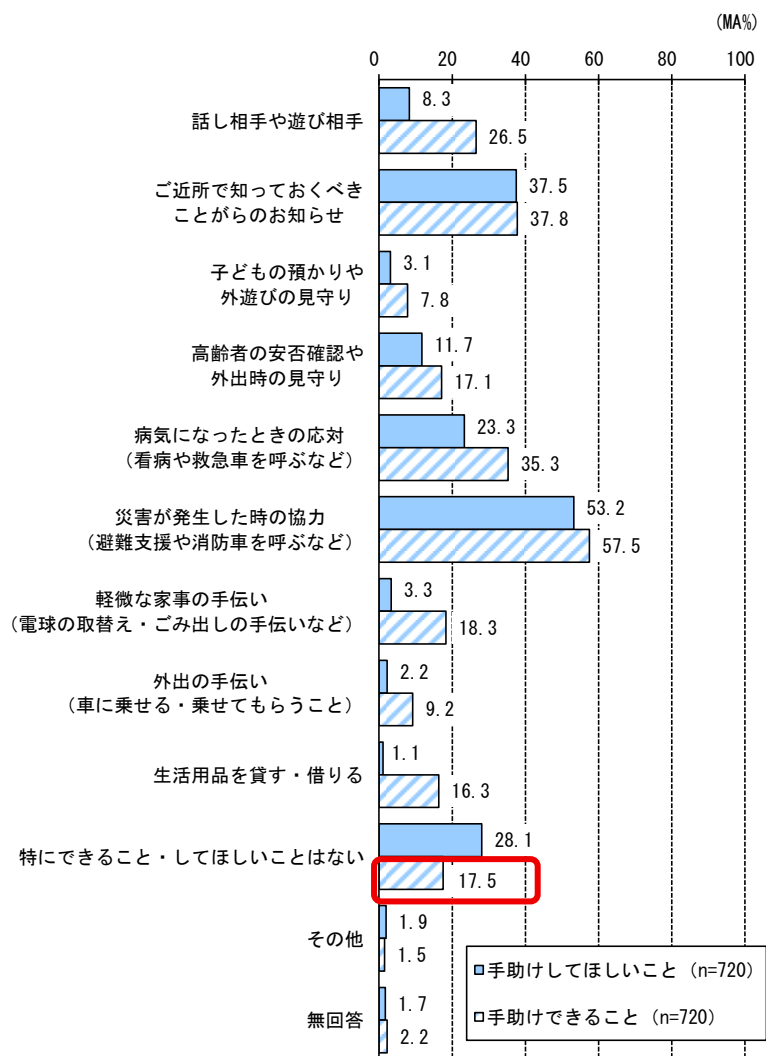
※資料：内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査（令和5年） 調査結果の概要」（令和6年3月）

孤独感（3つの設問から判定）の判定方法：3つの設問（①人との付き合いがないと感じることがあるか ②取り残されていると感じることがあるか ③他の人たちから孤立していると感じることがあるか。）それぞれへの回答について、「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点としてスコア化し、その合計スコアについて、「10～12点」（常にある）、「7～9点」（時々ある）、「4～6点」（ほとんどない）、「3点」（決してない）の4区分に整理した。点数が高いほど孤独感が高いと判定される。

また、近所での助け合いについての意向をみると、近所の人に手助けできることの割合は、話し相手や遊び相手、生活用品の貸し借りなど、すべての項目において手助けしてほしいことの割合を上回っています。「特にできることはない」人は2割となっており、8割の人は何らかの手助けが可能と回答しています。

近所の人に手助けしてほしいこと、できることともに、「災害が発生したときの協力（避難支援や消防車を呼ぶなど）」が5割を超え最も高くなっています。しかし、現在の近所づきあいの状況では、「災害などの緊急時には協力できる関係」は2割を下回っており、現状と希望に乖離もみられます。

### 近所の人に手助けできること・してほしいこと

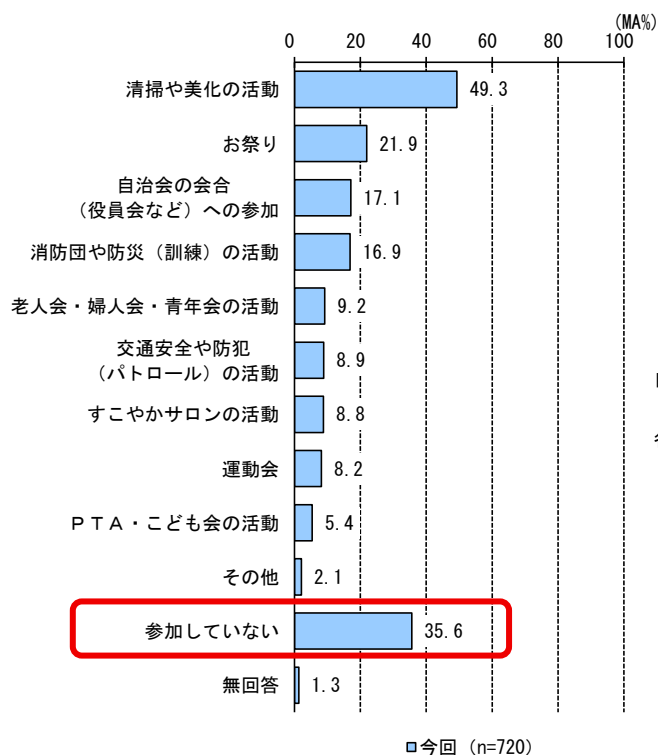


## ●地域活動への参加

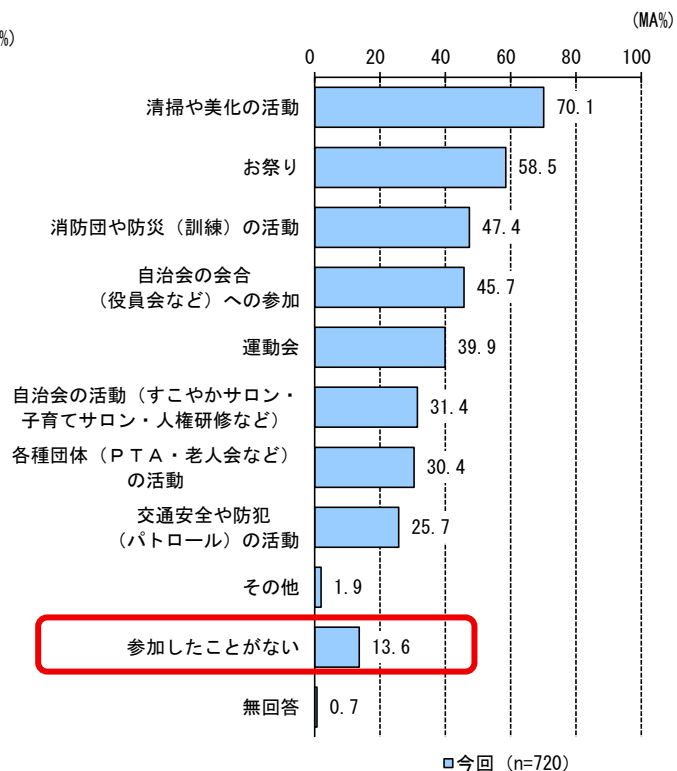
地域活動の状況を見ると、これまでに参加経験のない人は13.6%である一方で、現在（ここ1年間）の参加状況では参加していない人が35.6%となっています。コロナ禍以降で地域活動への参加が減少している可能性があります。

### 地域活動等の現在の参加状況

（現在（ここ1年）の参加状況）



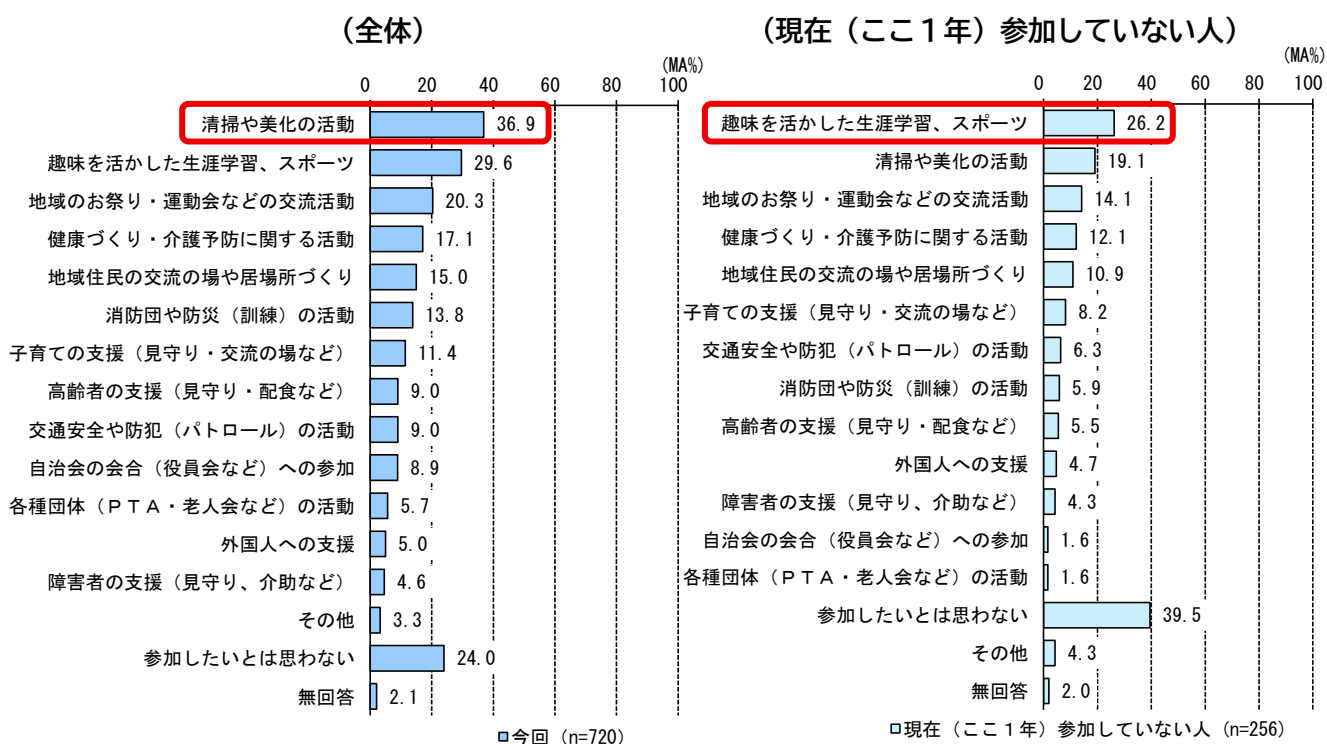
（これまでの参加経験）



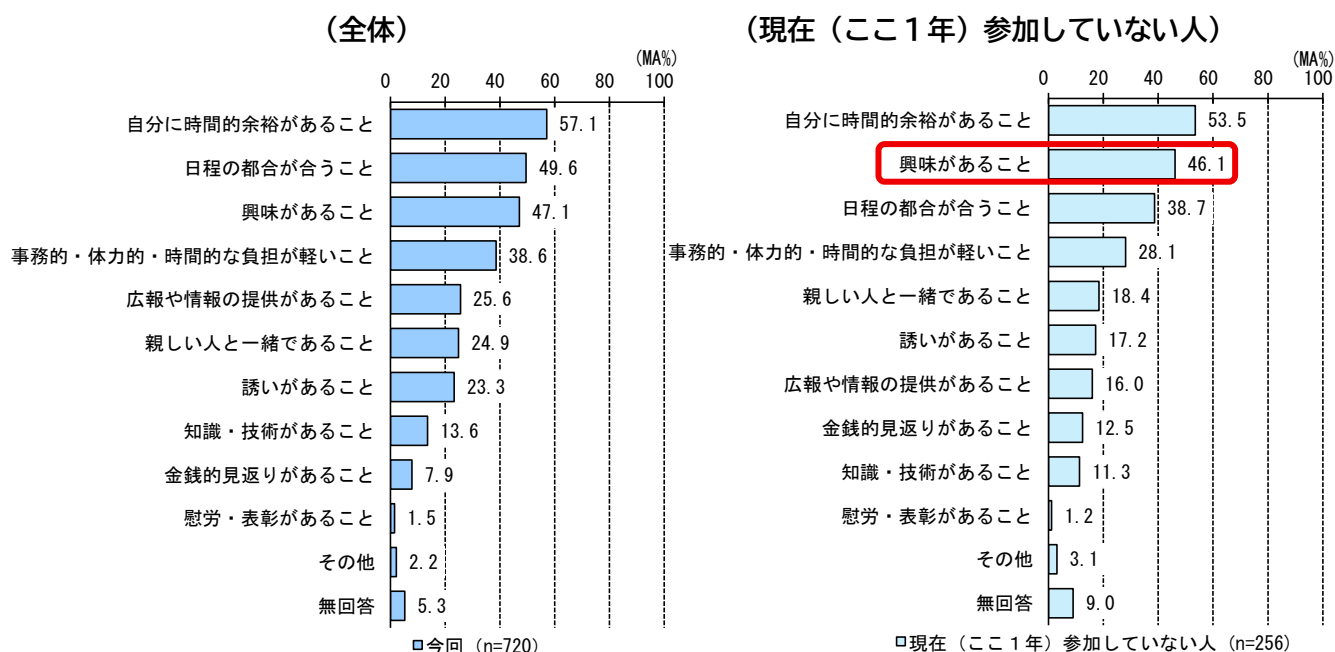
一方で、地域活動への今後の参加意向をみると、現在参加していない人でも、「参加したいとは思わない」(39.5%)、「無回答」(2.0%)を除く、約6割の人が何らかの活動に参加意向があると考えられます。

また、現在参加していない人が今後参加したい活動の分野では、「趣味を活かした生涯学習、スポーツ」が高くなっており、参加しやすい条件でも「自分に時間的余裕があること」に次いで「興味があること」が高くなっています。参加意向のある人の参加を促進するため、興味・関心に応じて参加できる場・機会づくりが重要と考えられます。

### 地域活動等の将来の参加意向



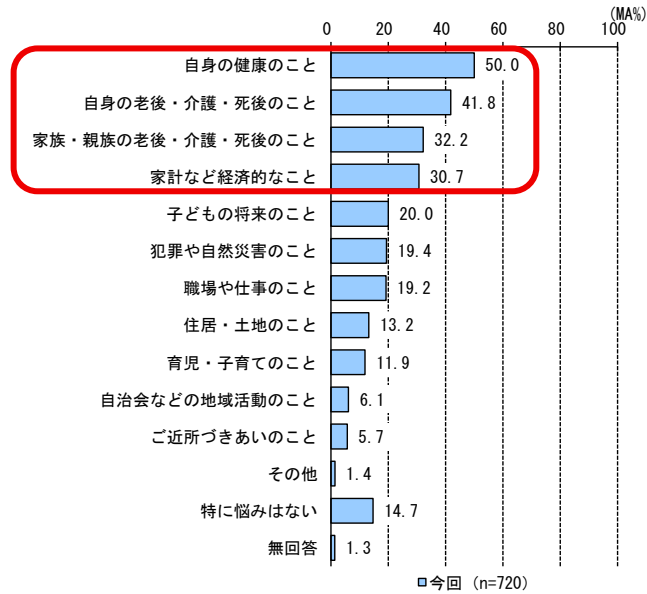
### 地域活動等に参加しやすい条件



●健康や暮らし、福祉について

日頃の悩みや不安としては、健康や老後・介護・死後のこと、経済的なことが高くなっています。子どものいる世帯・世代では、育児や子どもの将来のことや経済的なこと、65歳以上の高齢者のいる世帯や介護を必要とする世帯では、自身の健康のことや、自身や家族・親族の介護のことなど、年代や家族の状況によって悩みや不安は異なっています。

悩みや不安



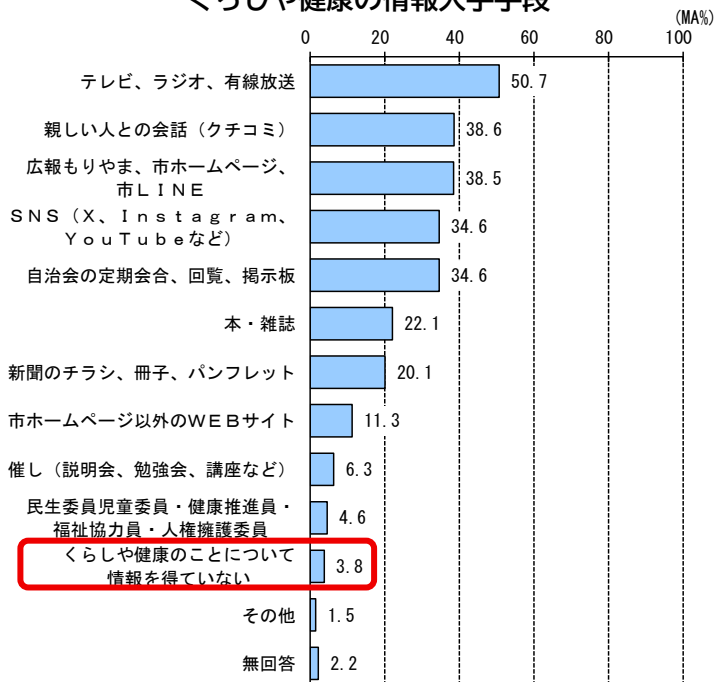
単位：%

	母数 (n)	自身の健康のこと	職場や仕事のこと	経済的なこと	家計など	介護・自身の老後のこと	自身の老後のこと	育児・子育てのこと	子どもの将来のこと	介護・家族・親族の老後のこと	住居・土地のこと	自然災害のこと	ご近所づきあいのこと	自治会などの地域活動のこと	特に悩みはない	その他	無回答
		全体	720	50.0	19.2	30.7	41.8	11.9	20.0	32.2	13.2	19.4	5.7	6.1	14.7	1.4	1.3
家族の状況	6歳未満の児童がいる	68 ▼ 32.4	△ 38.2	△ 58.8	▼ 23.5	△ 64.7	△ 55.9	26.5	14.7	19.1	10.3	7.4	7.4	-	1.5		
	小学校または中学校の児童がいる	108	43.5	△ 36.1	△ 44.4	▼ 30.6	△ 38.9	△ 46.3	38.0	8.3	13.0	4.6	3.7	13.0	1.9	0.9	
	16歳以上18歳未満の者がいる	55 ▼ 36.4	16.4	34.5	▼ 21.8	16.4	29.1	40.0	10.9	16.4	7.3	7.3	23.6	3.6	3.6		
	18歳以上の未婚の者がいる	145	48.3	21.4	29.7	44.1	6.2	25.5	37.2	12.4	26.2	6.9	5.5	17.9	4.1	0.7	
	65歳以上の者がいる	218	59.2	11.5	23.9	△ 54.6	3.2	13.8	△ 44.5	10.6	20.2	4.1	6.9	9.6	0.9	1.8	
	傷病療養中の者、障害のある者、または高齢で介護を必要とする者がいる	76	59.2 ▼	7.9	32.9	△ 52.6	5.3	17.1	△ 53.9	13.2	17.1	6.6	6.6	7.9	-	3.9	
	入院中または福祉施設に入所中の者がいる	18	△ 66.7	16.7	△ 44.4	50.0	5.6	16.7	33.3	22.2	16.7	5.6	-	5.6	-	-	
	いずれもない	200	53.5	19.0	27.0	42.0	4.5 ▼	7.5 ▼	21.0	17.5	17.5	5.0	5.0	17.0	1.0	0.5	

くらしや健康に関する情報を得ていない人は 3.8%であり、何らかの方法で情報を入手している人が多いと考えられます。

情報の入手先、また充実してほしいものとしては、年齢などによる差が大きくなっており、若い年代や子どもがいる家庭ではSNSが高く、高齢者ではテレビ、ラジオ、有線放送や市からの発信（広報もりやま、市ホームページ、市LINE）が高くなっています。

くらしや健康の情報入手手段

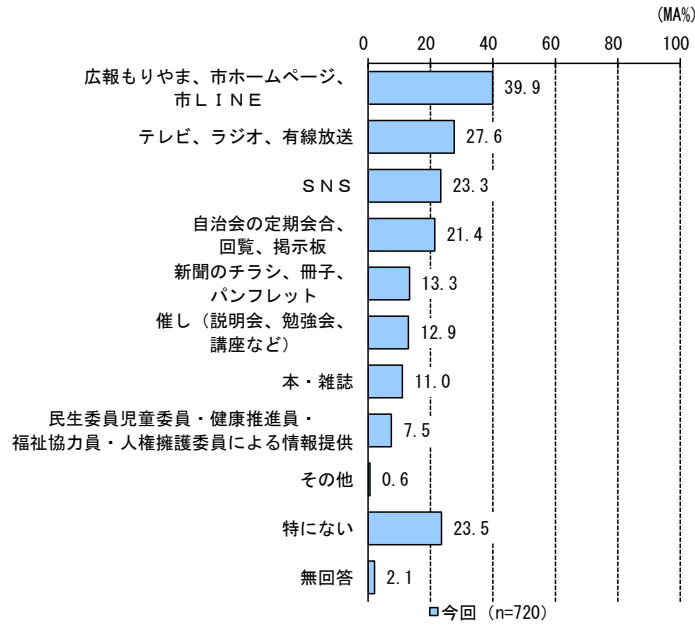


□今回（n=720）

単位：%

	母数 (n)	自治会の定期会合、 回覧、掲示板	勉強会、講座など ( )	催し（説明会、 講座など）	民生委員児童委員・ 健康推進員・福祉協 力員・人権擁護委員	テレビ、ラジオ、 有線放送	市LINE	市ホームページ、 市ホームページ以外 のWEBサイト	市ホームページ以外 のWEBサイト	新聞のチラシ、 冊子、パンフレット	本・雑誌	Y o u T u b e ら な ど	S N S （ X 、 I n s t a g r a m 、 Y o u T u b e ら な ど	親しい人との会話 （クチコミ）	くらしや健康の ことについて 情報を得ていない	その他	無回答
		全体	720	34.6	6.3	4.6	50.7	38.5	11.3	20.1	22.1	24.6	22.1	34.6	38.6	3.8	1.5
年齢	18～29歳	84	▼10.7	-	-	▼29.8	▼9.5	4.8	▼6.0	▼8.3	▼8.3	△73.8	29.8	10.7	1.2	-	
	30～39歳	71	31.0	4.2	1.4	▼25.4	▼28.2	12.7	16.9	18.3	18.3	△63.4	△56.3	5.6	-	1.4	
	40～49歳	88	34.1	2.3	1.1	▼37.5	34.1	18.2	18.2	23.9	23.9	△44.3	39.8	1.1	2.3	2.3	
	50～59歳	77	28.6	5.2	1.1	53.2	42.9	15.6	11.7	23.4	23.4	41.6	33.8	3.9	1.3	3.9	
	60～64歳	64	28.1	3.1	1.1	56.3	37.5	△21.9	23.4	31.3	31.3	37.5	45.3	1.6	-	-	
	65～74歳	126	39.7	10.3	1.1	△61.9	△49.2	11.9	24.6	22.2	22.2	▼21.4	30.2	2.4	1.6	2.4	
	75歳以上	204	△47.5	10.3	12.1	△64.7	△48.5	5.4	27.5	24.5	24.5	▼9.3	40.7	2.9	2.5	2.9	
家族の状況	6歳未満の児童がいる	68	39.7	5.9	2.9	▼32.4	35.3	13.2	17.6	17.6	△47.1	△52.9	4.4	-	4.4		
	小学校または中学校の児童がいる	108	39.8	3.7	0.9	48.1	37.0	13.0	22.2	20.4	42.6	47.2	3.7	2.8	0.9		
	16歳以上18歳未満の者がいる	55	38.2	-	3.6	41.8	32.7	9.1	▼9.1	12.7	△47.3	36.4	5.5	1.8	3.6		
	18歳以上の未婚の者がいる	145	34.5	4.1	1.4	44.1	33.1	11.7	17.2	21.4	△47.6	35.9	4.1	1.4	1.4		
	65歳以上の者がいる	218	39.9	8.7	5.5	△65.6	47.2	10.1	27.1	26.6	25.2	42.2	0.9	1.8	1.4		
	傷病療養中の者、障害のある者、または高齢で介護を必要とする者がいる	76	35.5	10.5	7.9	60.5	43.4	17.1	23.7	19.7	32.9	31.6	1.3	5.3	-		
	入院中または福祉施設に入所中の者がいる	18	38.9	△16.7	11.1	55.6	△50.0	5.6	22.2	△33.3	▼11.1	33.3	5.6	5.6	5.6		
	いずれもない	200	29.5	6.5	5.0	51.5	34.0	9.5	18.0	22.5	33.0	34.5	6.0	1.0	0.5		

### 情報を得るために充実してほしいもの

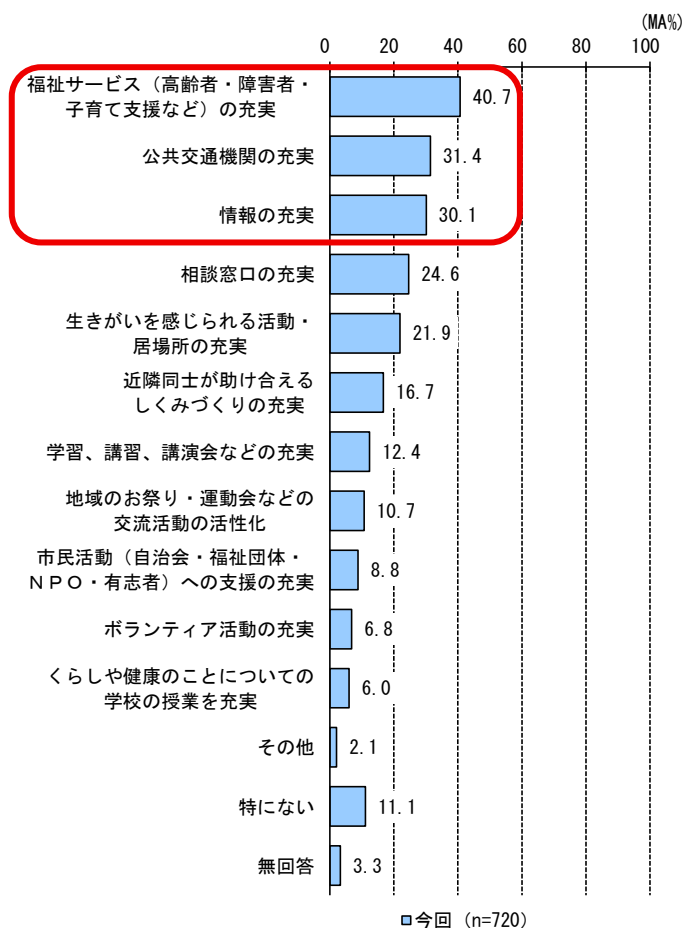


単位：%

	母数 (n)	回覧会、掲示板	自治会の定期会合、勉強会、講座など	催し（説明会、講座など）	民生委員児童委員・健康推進員・福祉協力員・人権擁護委員による情報提供	テレビ、ラジオ、有線放送	市ホームページ、市LINE	広報もりやま、市ホームページ	新聞のチラシ、冊子、パンフレット	本・雑誌	SNS	特にない	その他	無回答
		全体	720	21.4	12.9	7.5	27.6	39.9	13.3	11.0	23.3	23.5	0.6	2.1
年齢	18～29歳	84	▼ 7.1	▼ 2.4	1.2	▼ 8.3	▼ 10.7	▼ 2.4	3.6	△ 48.8	△ 38.1	1.2	1.2	
	30～39歳	71	16.9	9.9	2.8	▼ 12.7	▼ 22.5	8.5	8.5	△ 49.3	△ 33.8	-	-	
	40～49歳	88	17.0	13.6	1.1	▼ 14.8	37.5	10.2	9.1	△ 34.1	33.0	-	-	
	50～59歳	77	18.2	10.4	5.2	32.5	48.1	10.4	14.3	27.3	19.5	-	1.3	
	60～64歳	64	▼ 9.4	17.2	6.3	32.8	42.2	15.6	12.5	23.4	23.4	1.6	-	
	65～74歳	126	25.4	19.0	1.6	35.7	△ 51.6	16.7	11.1	▼ 11.9	20.6	-	3.2	
	75歳以上	204	△ 33.8	14.2	△ 19.1	△ 38.7	48.5	19.6	14.2	▼ 4.4	▼ 13.2	1.0	3.9	
家族の状況	6歳未満の児童がいる	68	17.6	10.3	2.9	▼ 11.8	30.9	13.2	8.8	△ 41.2	△ 33.8	-	1.5	
	小学校または中学校の児童がいる	108	19.4	14.8	2.8	25.9	36.1	13.0	12.0	△ 36.1	27.8	-	-	
	16歳以上18歳未満の者がいる	55	20.0	5.5	5.5	23.6	▼ 29.1	7.3	9.1	△ 40.0	18.2	-	5.5	
	18歳以上の未婚の者がいる	145	17.2	17.9	3.4	22.1	33.8	11.7	14.5	30.3	19.3	-	2.1	
	65歳以上の者がいる	218	26.1	16.1	7.8	△ 39.4	48.2	18.3	12.4	16.5	17.9	1.4	1.4	
	傷病療養中の者、障害のある者、または高齢で介護を必要とする者がいる	76	19.7	15.8	9.2	31.6	43.4	11.8	10.5	22.4	21.1	1.3	-	
	入院中または福祉施設に入所中の者がいる	18	22.2	△ 33.3	16.7	33.3	44.4	16.7	11.1	16.7	27.8	-	-	
	いずれもない	200	21.5	10.0	9.5	29.5	37.0	12.0	10.0	18.5	24.5	0.5	1.5	

くらしや健康をより良くするために優先して取り組むべきこととしては、福祉サービスや、公共交通機関や情報の充実を求める意見が多くなっています。また、50代以上では約3割が相談窓口の充実を求めているほか、30～39歳では地域の交流活動が、60～64歳では講習、講演会が求められているなど、年代による差異もみられます。

### くらしや健康をより良くするために優先して取り組むべきこと



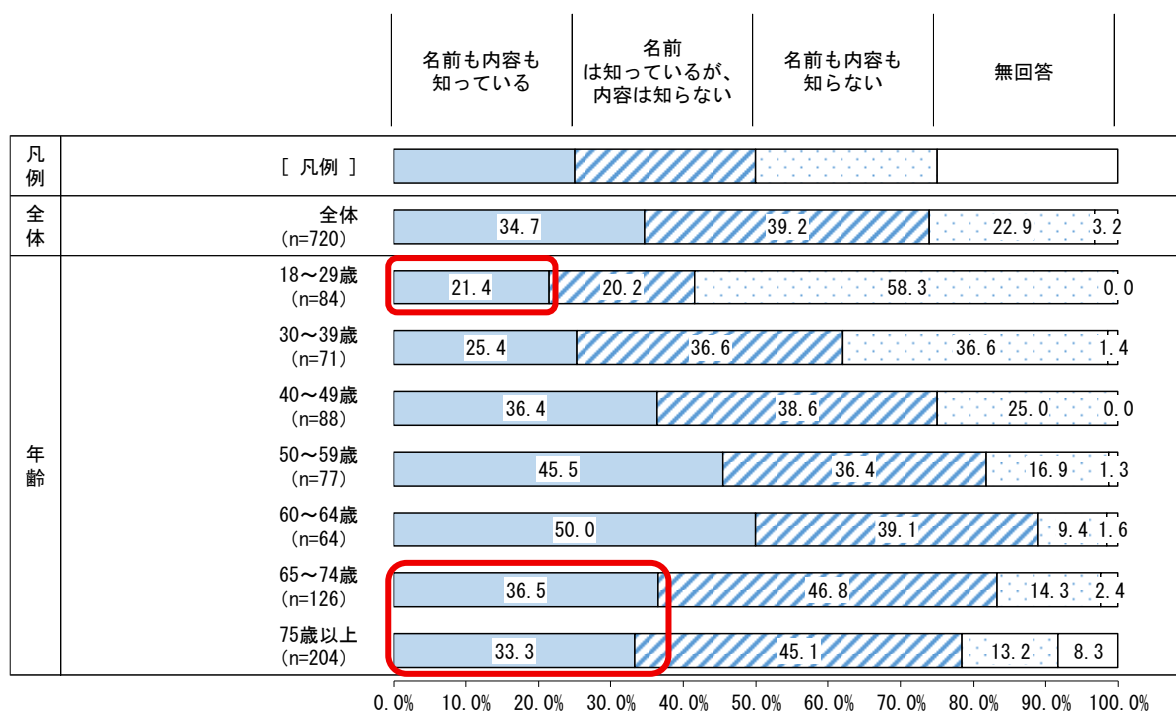
単位：%

	母数 (n)	相談窓口の充実	福祉サービス（高齢者・障害者・子育て支援など）の充実	情報の充実	ボランティア活動の充実	近隣同士が助け合えるしくみづくりの充実	市民活動（自治会・福祉団体・NPO・有志者）への支援の充実	地域の交流活動の活性化	講習、講習、講演会などの充実	くらしや健康のことについての学校の授業を充実	居場所の充実	生きがいを感じられる活動	公共交通機関の充実	特になし	その他	無回答
		全体	720	24.6	40.7	30.1	6.8	16.7	8.8	10.7	12.4	6.0	21.9	31.4	11.1	2.1
年齢	18～29歳	84	▼ 10.7	31.0	23.8	8.3	1.2	16.7	8.3	10.7	11.9	28.6	17.9	1.2	-	
	30～39歳	71	19.7	40.8	21.1	1.4	9.9	5.6	△ 21.1	9.9	11.3	15.5	23.9	15.5	1.4	2.8
	40～49歳	88	14.8	50.0	31.8	8.0	12.5	3.4	9.1	8.0	12.5	21.6	33.0	12.5	2.3	1.1
	50～59歳	77	32.5	37.7	△ 44.2	10.4	14.3	9.1	10.4	11.7	3.9	22.1	40.3	6.5	1.3	1.3
	60～64歳	64	△ 35.9	46.9	△ 43.8	3.1	15.6	9.4	7.8	△ 23.4	3.1	28.1	39.1	10.9	1.6	-
	65～74歳	126	27.8	▼ 27.8	30.2	7.9	22.2	12.7	7.9	9.5	3.2	24.6	27.8	12.7	0.8	5.6
	75歳以上	204	27.0	48.0	26.0	6.4	21.6	12.3	7.8	15.7	2.9	25.0	30.9	6.4	3.9	6.4

●福祉に関する制度等の認知状況

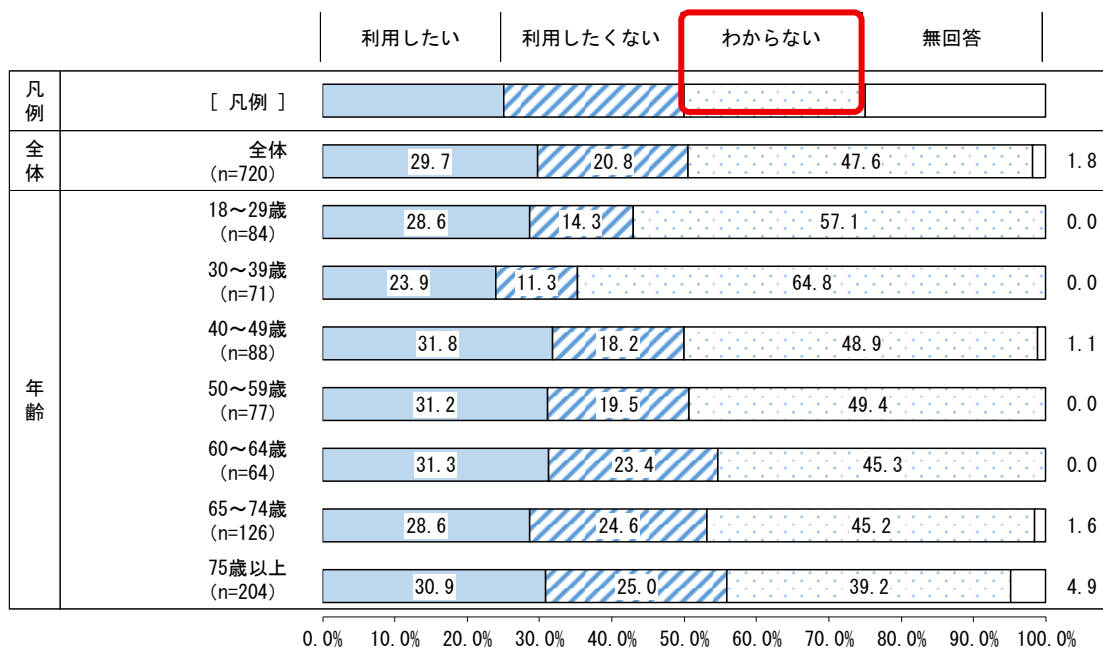
成年後見制度については60～64歳の約5割が「名前も内容も知っている」と回答している一方、18～29歳では21.4%と低くなっています。また、65歳以上の認知度も約3割となっており、制度を必要とする可能性の高い高齢者への周知を進めていく必要があります。

成年後見制度の認知状況

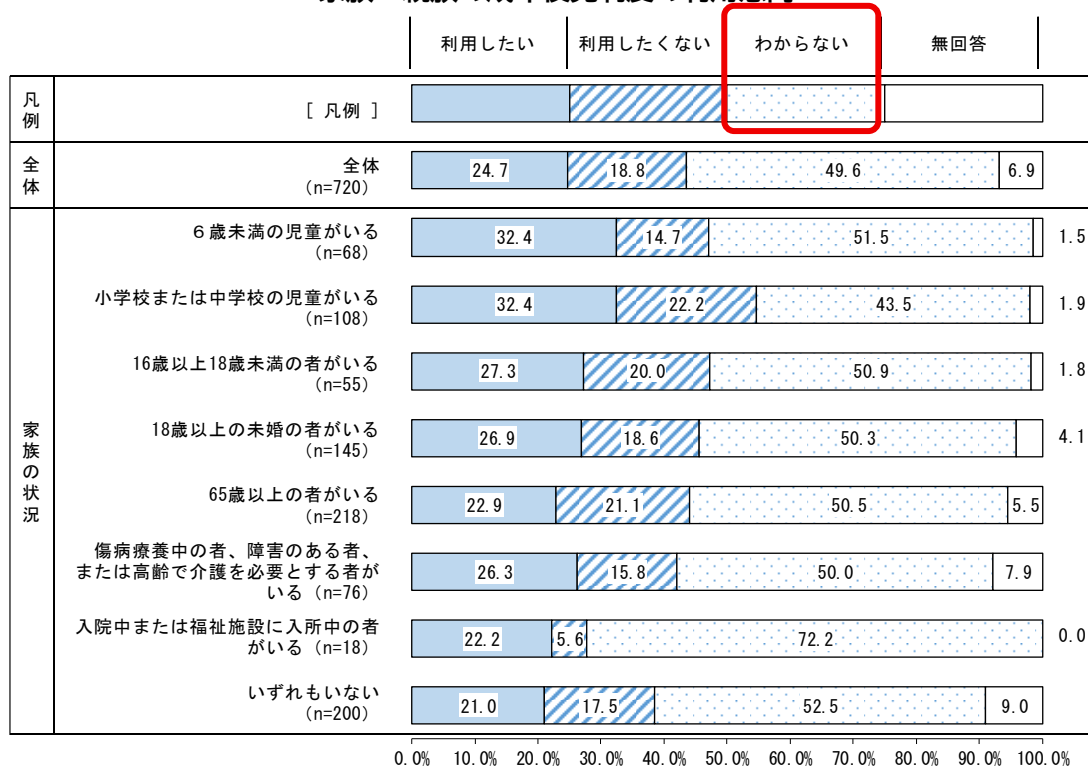


自身の成年後見制度の利用意向については、50歳代以下では5～6割程度が「わからない」と回答しており、若年層からの認知度向上が課題です。家族・親族の成年後見制度の利用意向については、65歳以上の人がいる世帯、傷病療養中の人、障害のある人、または高齢で介護を必要とする人がある世帯においても、約5割が「わからない」回答しています。本人にとって最適な方法で権利擁護を進められるよう、権利擁護に関わる制度等の周知・啓発を進めていく必要があります。

### 自身の成年後見制度の利用意向

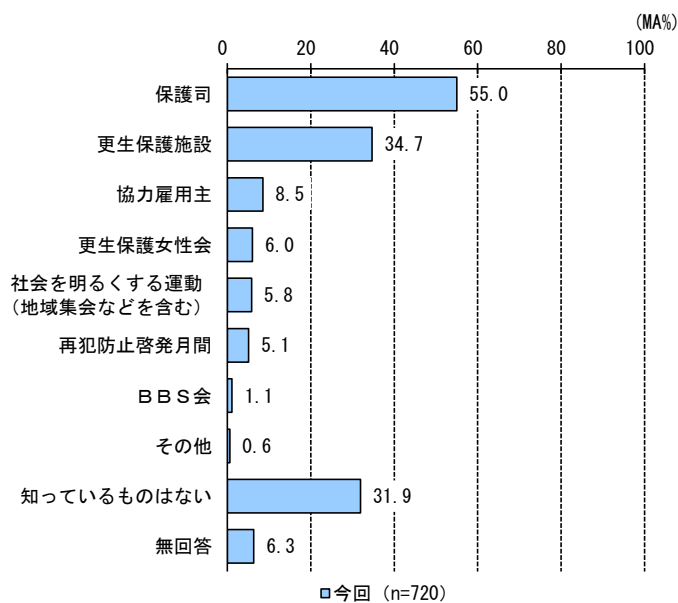


### 家族・親族の成年後見制度の利用意向



再犯防止に関する民間協力者や取組については、18～29歳では約7割、30代では4割以上で知られていない状況がみられます。40代以上でも2割以上が「知っているものはない」と回答しており、全年代に対して周知・啓発を進めていく必要があります。

### 再犯防止に関する取組等の認知状況

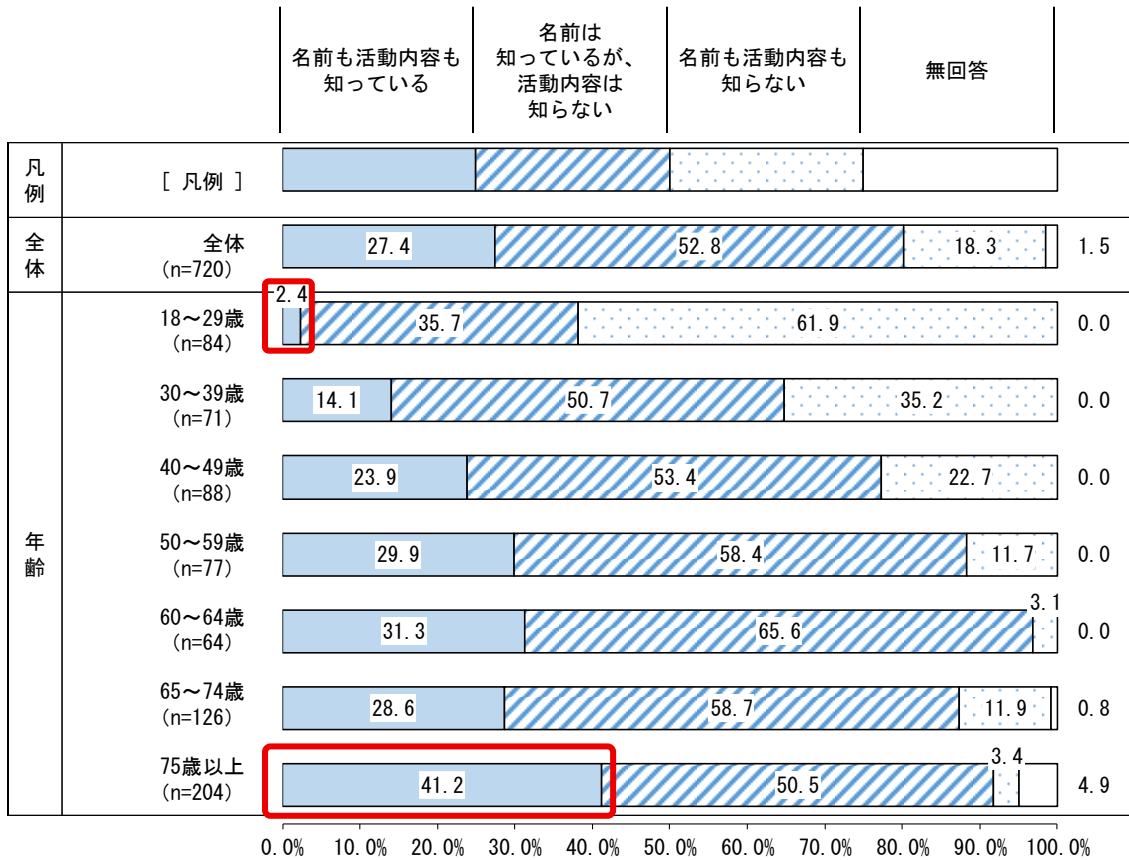


単位：%

	母数 (n)	保護司	更生保護施設	協力雇用主	更生保護女性会	BBS会	社会を明るくする運動 (地域集会などを含む)	再犯防止啓発月間	知っているものはない	その他	無回答	
		全体	720	55.0	34.7	8.5	6.0	1.1	5.8	5.1	31.9	0.6
年齢	18～29歳	84	▼ 15.5	▼ 19.0	-	-	-	4.8	3.0	△ 70.2	-	1.2
	30～39歳	71	▼ 43.7	40.8	5.6	4.2	-	4.2	5.0	△ 43.7	-	-
	40～49歳	88	60.2	△ 48.9	8.0	5.7	2.3	4.5	6.8	25.0	-	2.3
	50～59歳	77	64.9	△ 51.9	18.2	5.2	2.6	6.5	6.5	31.2	1.3	-
	60～64歳	64	△ 68.8	32.8	9.4	6.3	1.6	4.7	4.7	25.0	1.6	3.1
	65～74歳	126	62.7	34.1	7.1	7.9	1.6	7.1	4.8	25.4	-	7.1
	75歳以上	204	60.3	28.4	10.3	8.3	0.5	6.9	4.9	▼ 21.6	1.0	14.7

守山市社会福祉協議会の活動についても 75 歳以上の 41.2%が「名前も活動内容も知っている」と回答している一方で、18～29 歳では 2.4%にとどまっています。

社会福祉協議会の認知状況



## 2. 市民懇談会結果の概要

### 実施概要

日時	令和6年11月10日(日) 午後1時30分から午後4時30分まで
場所	守山市役所 防災会議室
テーマ	『自分とこのまちの未来について考えてみよう♪』
人数	参加者33人、ファシリテーター16人
募集方法	住民基本台帳より無作為に抽出した市民2,000名に案内を送付し、参加を希望する市民がオンラインフォーム・電話等で申込み

### 懇談会プログラム等

実施方法	7グループに分かれ、ステップごとに付箋を用いた意見交換
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ステップ0：参加者への情報提供</li> <li>●ステップ1：家族以外のコミュニティと関わっていますか？（現状把握）</li> <li>●ステップ2：多彩なコミュニティで生きがいをもって安心して暮らす （将来の希望・理想像）</li> <li>●中間発表</li> <li>●ステップ3：変えるためにはどうすれば良いか（解決策・具体策の検討）</li> <li>●最終発表</li> </ul>
講評	龍谷大学 政策学部 只友教授

### 話し合いステップと主な意見（抜粋）

#### 家族以外のコミュニティと関わっていますか？（現状把握）

関わっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近所の人、町内会・自治会、防災会</li> <li>● コミュニティカフェ</li> <li>● 趣味や習い事（ヨガ、ジョギング、ゲーム等）</li> <li>● 昔からの（学生時代等）友人</li> <li>● 職場仲間・仕事関連の関係</li> <li>● オンラインでの関係（遠方の友人、ゲームフレンド等）</li> <li>● 幼稚園のママ友／小学校のイベント</li> </ul>
関わっていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関わりなし。仕事と家の往復。</li> <li>● アパート住み。地域との関わりがとりづらい。</li> <li>● 育休中のため×。</li> </ul>

多彩なコミュニティで生きがいをもって安心して暮らす。(将来の希望・理想像)

情報発信・ つながりの 醸成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 治安がいい／災害が少ない。</li> <li>● 顔と顔が見えること。</li> <li>● 自治会活動の参加やあり方の柔軟化。</li> <li>● 子どもとお年寄りをつなげる・深くつながれる。</li> <li>● 地域生活に付加価値が生まれるもの。</li> <li>● 匿名でも関わっていけるコミュニティづくり。</li> </ul>
コミュニティ・ 生きがいが なくてもよい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あえてつながらなくてもよい関係。</li> <li>● 生きがいは絶対条件ではない（と思いたい）。</li> <li>● 関わりすぎはNG。</li> </ul>

変えるためにはどうすればよいか。(解決策、具体策の検討)

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自分が楽しめることを探す。</li> <li>● 交流会に積極的に参加・意見交換。</li> <li>● 行政の施策に興味を持つ／市のホームページを見る。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会人の習い事教室（低価格でお得感を出す）。</li> <li>● 守山駅だけでなく、北部にもにぎわいが…。</li> <li>● 参加だけでなく、主導していく人を増やす・育てる。</li> <li>● 自治会の活動を発信する（ネットを使う）。</li> </ul>
行政等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通の利便性向上。</li> <li>● 行政主導のコミュニティづくり。</li> <li>● 市民団体検索サービス。</li> <li>● 役所や商工会などがコミュニティ紹介をもっとする。</li> <li>● 行政でしていることの発信。（公式ハッシュタグ）。</li> <li>● お年寄りへのネット使い方講座（訪問制）。</li> </ul>
条件 (求められ る環境)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入りしやすいコミュニティが増える。</li> <li>● 今日の懇談会のように誰でも参加しやすい条件のコミュニティにする。</li> <li>● 必要とする人が必要とするタイミングでサービスが行き届けばいい。情報を明確に、SNS等活用。</li> <li>● 公民のバランス。行政の役割と民間の役割を明確にしてみる。</li> </ul>

### 3. 関係団体ヒアリング結果の概要

#### (1) 成年後見センター対象調査

##### 実施概要

日 時	令和7年4月14日（月）午前10時15分から午前11時45分まで
場 所	成年後見センターもだま 会議室
テーマ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 団体のプロフィールについて</li><li>● 団体の活動状況について</li><li>● 他団体との連携状況と連携意向について</li><li>● 地域の課題について</li><li>● 地域福祉計画や、福祉施策に望むことについて</li></ul>
参加者	成年後見センターもだま所長 守山市地域福祉計画策定事務局 3名

##### 主な意見（抜粋）

###### ①団体の活動状況について

- 県内では二次保健医療圏ごとに成年後見センターがあり、もだまでは、草津市・守山市・栗東市・野洲市の4市を担当している。
- 相談件数・内容ともに増えてきている。（守山市 R1：33件、R2：44件、R3：51件、R4：55件、R5：55件）
- 制度創設当初は制度理解が課題だったが、現在は支援機関のなかで一定の認知度があり、支援機関からもだまへの相談も増えている。
- 今後は、地域の支援機関との連携を強化し、成年後見センターは困難事例への対応に注力していけるのが理想と考えている。
- 成年後見制度は本人の権利を制限する側面もあるため、利用しない方が良いケースもありうる。本人の権利を最も守ることのできる手段を検討している。

###### ②活動する上での困りごとについて

- 担い手不足は深刻であり、地域の権利擁護機能を高めることが目標である。

### ③他団体との連携状況と連携意向について

現在の 連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の家族、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、保健センター、保健所、守山市福祉担当窓口、介護保険・障害福祉サービス事業所・施設、病院・医療機関、警察とは連携している。</li> <li>● 地域の福祉活動の担い手（民生委員・児童委員や福祉協力員）とは、在宅の人の支援において連携している。</li> <li>● 本人により適した選任などに向けて、家庭裁判所との連携強化を望んでいるが、現状では難しい。</li> </ul>
今後の 連携意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センターとは現在も連携しているが、今後は、より踏み込んだ支援を期待している。どの制度・支援を使うのが本人にとって最適か、本人の支援に関わる人で話し合う場を設けるなどができれば、地域の権利擁護強化によりつながるのではないかと考えている。</li> <li>● 今後も、必要に応じて関係機関と連携する。</li> </ul>

### ④地域の課題について

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の権利擁護を担う人材が不足している。人口規模や制度のニーズに対し、成年後見制度の受任者となる専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）が少ない。また、成年後見制度の利用には至らなくても何らかの支援を必要とする場合もある。今後の地域全体での権利擁護に関する担い手不足が予想される。</li> <li>● 社会福祉士では後見人への意識が高く、研修でも人は多く集まるが、後見人の質の担保が課題となる。</li> <li>● 地域における権利擁護体制の強化が求められる。成年後見センター以外の地域の支援機関においても、申立の支援や、その前段として、本人のためにどういう手段が最適か考えられる力を養えるようになっていくと良い。そこまで地域の中で考えられると、地域全体の権利擁護の力が強くなるのではないかと考えている。</li> <li>● 市民後見人の養成は難しい状況にある。</li> </ul>
---

### ⑤地域福祉計画や、福祉施策に望むことについて

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援機関や関係機関では制度の認知度が高まってきているが、地域住民への制度周知は未だ課題である。高齢者が認知症となって制度を必要とすることに備え、高齢者本人だけでなく高齢者の子ども世代への啓発が必要である。</li> <li>● 地域の支援機関が、権利擁護について考え、現在成年後見センターが担っている役割の一部を担える素地づくりが必要である。権利擁護に関するケース会議の実施などにより、地域全体の権利擁護が高まっていくと考えている。</li> <li>● 地域連携ネットワークについては、既存のネットワークを生かして進めていく。</li> </ul>
--

## (2) 民生委員・児童委員対象調査

### 実施概要

日 時	令和7年4月11日(金) 15:30~17:30
場 所	守山市すこやかセンター(民生委員・児童委員定例会)
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体のプロフィールについて</li> <li>● 団体の活動状況について</li> <li>● 他団体との連携状況と連携意向について</li> <li>● 地域の課題について</li> <li>● 地域福祉計画や、福祉施策に望むことについて</li> </ul>
参加者	学区民生委員児童委員協議会会長 7名(うち1名は後日実施) 守山市地域福祉計画策定事務局 4名

### 主な意見(抜粋)

#### ①団体の活動状況について

- 赤ちゃん訪問や、必要に応じ高齢者の見守り等を行っている。
- 福祉協力委員との連携により、見守り活動などが充実している事例がある。
- 自治会や自治会役員、健康推進委員、福祉協力委員との連携状況は地域差がある。
- 学区の活動をまとめた資料を新規転入者に配布している学区もある。参加者に子ども連れが増えるなど、効果があったように感じる。

#### ②活動する上での困りごとについて

- 赤ちゃん訪問のときに、訪問販売と間違われてなかなか会えないことがある。直接顔を合わせられるまでのハードルがあることもある。
- 担い手不足が深刻な地域がある。就労中の委員も多く、仕事優先となるため活動を欠席されることも多い。
- 民生委員の活動内容が大変というイメージが、なり手不足につながっている面もあるのではないかと。活動内容について、正しい広報が必要である。
- 民生委員の負担軽減のため、地域の会長がやりすぎないようにすることや、福祉協力員との連携が重要である。
- 地域の方から民生委員・児童委員への相談等が以前に比べて少なくなっている。

#### ③他団体との連携状況と連携意向について

現在の 連携状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センター、警察とは連携が十分にとれている。</li> <li>● 学校関係(保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校)とはコロナ禍以降、連携が減少している。</li> <li>● 医療関係では訪問看護の担当の方との連携がある。</li> <li>● 人権擁護委員とは、近年講習会の開催等連携がある。</li> <li>● 福祉協力委員との連携により、見守り活動などが充実している事例がある。(再掲)</li> </ul>
-------------	---

<b>今後の 連携意向</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護司との連携は、情報共有の障壁など課題があるが、協力できるところはしていきたい。</li> <li>● ボランティア団体・NPO法人とはもっと連携したいと考えているが、市内のどこでどのような活動をしているかわからない。</li> </ul>
---------------------	--

#### ④地域の課題について

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 転入世帯が増えており、転入世帯と、もともと住んでいた世帯といかにつなげるかが課題である。</li> <li>● 多世代交流が課題となっている。多世代交流の方法のひとつとして、老人会と子ども会の同時開催等を検討しているが、若い世代（50～60代）はほとんどが働いており、担い手が課題である。</li> <li>● PTAがなくなったなどの影響により、子どもの状況などについて協議する場がなくなっている。</li> <li>● 自分から声を上げられる人は良いが、自分から来ない人にどうアウトリーチするかが課題である。</li> <li>● 外国人の割合が多く、支援が課題となっている地域がある。</li> <li>● 生活の中の様々な場面で電子機器が必要だが、高齢者では使えない人も多い。高齢者へのスマホ教室などが必要である。</li> <li>● 自治会未加入者でもゴミステーションなどは利用する。また、自治会に入っていないと地域の子ども会に入れず行事に参加できない地区もある。自治会未加入者への対応をどうするかが課題である。</li> </ul>
--

#### ⑤地域福祉計画や、福祉施策に望むことについて

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉（計画）を進めるにあたって、自治会に入っていることが前提となっているように感じる。自治会加入率が低下している現状もあり、自治会より大きい単位で取組できると良いのではないか。</li> <li>● 民生委員・児童委員が連携できる団体等を知らないために連携できない。地域で活動している団体に関する情報や、もしくはどこに行けばその情報を得られるかわかるようにしてほしい。</li> <li>● 今後高齢者が地域で様々な活動を担っていかないといけないので、高齢者が運営する会に対する助成金等についてアピールし、活動しやすいようにしてほしい。</li> <li>● 民生委員・児童委員が把握している数字と市が把握している数字がどの程度一致しているのか疑問に思う。ひきこもりのアウトリーチについて、学区ごとの件数や状況などを教えてほしい。</li> </ul>
---

### (3) 保護司対象調査

#### 実施概要

日時	令和7年4月18日(金) 14時から16時まで
場所	守山市役所
テーマ	<ul style="list-style-type: none"><li>● 団体のプロフィールについて</li><li>● 支援の際の課題・問題について</li><li>● 対象者ごとの支援の状況と課題について</li><li>● 他団体との連携状況と連携意向について</li><li>● 保護司活動への支援について</li><li>● 地域福祉計画や、福祉施策に望むことについて</li></ul>
参加者	守山保護区保護司会 保護司 3名 守山市地域福祉計画策定事務局 3名

#### 主な意見(抜粋)

##### ①団体の活動状況について

- 守山保護区保護司会の保護司は30人(範囲:守山市・野洲市)。守山市のみでは17人。
- 守山保護区保護司会の定員は34人。定員に足りていないが困ってはいない。
- 保護司の年代は40代~75歳まで。大津の保護司殺害事件があり、女性が少なくなった。

##### ②支援の際の課題・問題について

- 就労・住居の確保等:引受人は満期になると住居を探そうとするが、低所得の場合、住居を探すのが難しい場合がある。
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進等:障害のある人など、市役所につないだほうが良いと思うが、本人の了解が得られず困る場合もある。病気を多く抱えており病院への通院が必須の場合、どこに相談するべきかわからないことがある。
- 学校等と連携した修学支援の実施等:学校・PTA等とも連携し支援している。学習支援として公共施設だけではなく、様々な気楽な場があると良い(公共施設は行かない場合でもAtlasや公民館での集まりなどは参加する子どももいる)。
- その他:制度として、懲役期間満期の場合は保護司もつかずサポートがつかない(引受人の状況を保護司が聞き取りにくい生活環境調整はあり)。

##### ③対象者ごとの支援の際の課題について

- 薬物依存の人:薬物やクレプトマニアなど、本人が病院に行くことを希望しないとき、どう支援すれば良いか迷う。
- 発達上の課題を有する人:自らの状況を知りたいという人もいたが、検査に費用がかかるところばかりで、多数調べた。結果的に、鑑別所の「こころの相談室」が親子とも相談にのってくれた。つながりやすくなると良いと思う。

④他団体との連携状況と連携意向について

現在の 連携状況	● 更生保護の事例研修では、自治会・社会福祉協議会を巻き込み行っている。
今後の 連携意向	● 社会を明るくする運動等を通して、保護司の活動をより知ってもらい、連携していきたい。

⑤保護司活動への支援について

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護司活動の周知や PR、保護司活動が地域の防犯になっていることの理解の促進を支援してほしい。</li> <li>● 様々な学習支援の場の確保が望まれる。</li> <li>● 保護司のメンタル面の支援や、保護司同士の連携・ケース共有の機会の確保について、保護司2人体制で支援することも始めているが、それ以外の場合情報共有が少ない。ただし、保護司から要望すれば、保護観察所は機会を柔軟に設定してくれると思う。</li> <li>● 面談時の公共施設の活用が開始された。学区の会館の使用は夜間でも可能だが、その周知や学区外の会館の利用について情報提供が必要。</li> <li>● 保護司の人材の確保の支援をしてほしい。玉津学区は保護司がいない状態が続いており、適正な配置が望ましい。</li> <li>● 保護司は7月（社会を明るくする運動強化月間）小中学校を回るなので、その時に他の保護司にも話を聞いてほしい。</li> </ul>
--

⑥地域福祉計画や、福祉施策に望むことについて

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉計画に具体的に再犯防止についての取組が記載されると良い。</li> <li>● 学区での活動時、保護司も一緒に活動できればと思う。</li> </ul>
---

## 資料3 用語集

### あ行

#### いきがい活動ポイント事業

高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、対象施設でボランティア活動を行った場合に、商品券等に交換できるポイントを付与する事業。

#### インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが同じ場で共に学び、それぞれの力を最大限に発揮できるよう支援するとともに、多様性を尊重することをめざす教育のこと。

### か行

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。

#### 学区社会福祉協議会（学区社協）

「誰もが住みよく安心して暮らせるまちづくり」をめざして、地域の福祉課題を明らかにし、住民みんなで取り組むべき方向や内容を協議する場であり、守山市には自治会をはじめ、各種団体が構成された学区社会福祉協議会が学区ごとに設置されている。

#### 居住支援法人

民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援等を行う法人として、住宅セーフティネット法に基づき、都道府県が指定するもの。

#### 高齢者等移動支援事業

外出が困難な高齢者等に対して学区が主体となって必要な移動を支援する取組に対し、立ち上げ（車両の貸出し等）と運営（事務費等）の支援を行うもの。

#### 高齢者等ごみ出し支援事業

家庭ごみを自ら集積所まで運ぶことが困難な方（高齢者等）が、申請により交付された「前日排出シール」をごみ袋に貼ることで、排出指定日前日の午後4時以降に集積所へのごみの排出を可能とする制度。

## こども家庭センター

子どもの健全な育成のため、妊娠期から子育て期まで一体的に、子どもや家庭への包括的な相談支援を行う機関。

## こどもの居場所・学習支援事業

ひとり親家庭や生活困窮世帯等、生活において困難な状況を抱え、支援を必要とする子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の取得・学習等の支援を行い、その生活の向上を図ることを目的とした事業。

## 子ども福祉委員

守山市社会福祉協議会が行う事業で、市内の中学生を対象に、学校外で身近な福祉体験（高齢者や障害者、子どもとの交流、1日民生委員・児童委員体験等）を通して「思いやり」や「支え合いの心」を学ぶ。

## さ行

### さんさんまちサポ助成金

ボランティア団体やNPOなどの市民公益活動団体が行うまちづくり活動を支援する制度。応募団体からのまちづくり活動の提案を審査し、採択した事業に対して必要な経費の一部を助成している。

### 自治会支え合い活動応援事業

高齢者等が地域で安心して生活できるよう、日常の困りごとへの支援を行う自治会に対して報償金を支給し、地域における支え合い活動の推進を図る事業。

### 市民活動手引書（もり・まっち）

守山市に暮らす人が、まちに関心を持ち、色々な形で地域とつながり、関わる機会を増やすため、市が作成している市民活動の手引書。

### 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

### 住宅確保要配慮者

住宅の確保に何らかの支障があり、配慮が必要な人。低額所得者・被災者・高齢者・障害者・子育て世帯・外国人など。住宅セーフティネット法に規定。

## 成年後見制度

権利擁護の1つで、親族等（本人申立てや親族申立てが難しい場合等は市町村）の申立てにより、家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・保佐人・補助人）を選任する法定後見制度や、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により、身上相談や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度のこと。

## た行

### 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

社会福祉協議会が実施する事業で、福祉サービスの利用援助手続きや申請代行等の利用援助をはじめ、日常的な金銭管理や書類等の預かりを行い、自己決定能力が低下しているために様々なサービスを十分に利用できない人や、日常生活に不便を感じている高齢者や障害者への支援を行うもの。

## は行

### 8050(はちまるごーまる)問題

80歳代の親と自立できない事情を抱える50歳代の子どもなどの組み合わせによる生活問題。社会的孤立や経済的な困窮の要因となっている。

### バリアフリー

高齢者や障害者が社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くこととされている。現在では、社会制度や人々の意識を含む、あらゆる障壁を取り除くことを指す。

### ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出はできる）のこと。（厚生労働省より）

### 福祉活動推進校

守山市社会福祉協議会が行う事業で、市立小・中学校全校を「福祉活動推進校」として指定し、各学校が福祉教育を進めるために必要な経費を助成するとともに、地域の福祉団体やボランティア等の紹介、助言や連絡調整などの企画支援を行っている。

### 福祉車両貸出お出かけ応援事業

守山市社会福祉協議会が行う事業で、車いすを使用する人の行動範囲の拡大や、家族ぐるみのお出かけを応援することを目的に、車いすのまま乗車できる福祉車両（普通車両）を貸し出す事業。

## 福祉有償運送事業

単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な障害者や要介護者の方などを対象に、営利とは認められない範囲の対価（実費の範囲内）によって、自家用自動車（白ナンバー車）を使用して行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。

## ま行

### まなびのひとこえ

守山市民の生涯学習を支援する生涯学習情報誌。

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け支援を行う人。民生委員は市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談などを行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

### みんなのルシオールカーニバル

守山市社会福祉協議会・守山市文化体育振興事業団・福祉事業所が合同事務局となり、市民・団体・行政が実行委員として参画し協働して実施する、福祉と文化・スポーツを融合した大型市民イベント。障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、多様な立場の人が楽しみながら交流できる「共生型フェスティバル」として開催している。

### モーリーカー

希望の時間帯を予約して、ほかの利用者と乗り合わせながら、所定の乗降場所から目的地間を利用できる事前予約制のデマンド乗合交通。

### 「守山顔の見える会」の開催を通じた多職種の連携推進

守山野洲医師会が主催し、市と協同で定期的に主催している学習会で、医療・介護・福祉に携わる多職種の連携強化を図っている。

### 守山市社協善意銀行チャレンジ応援事業

守山市社会福祉協議会が行う事業で、地域福祉の推進を図るため、守山市社会福祉協議会に設置する善意銀行に寄せられた寄附金を活用し、市内の団体が行う福祉活動に対し助成する事業。

## や行

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

### ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障害の有無・国籍・言語・知識・経験などに関わらず、すべての人が快適に利用できるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

### 要支援・要介護認定者

寝たきりや認知症で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や、家事や身支度などの日常生活に支援が必要で、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）にあり、介護保険の保険者である市町村が認定した被保険者のこと。

## わ行

### 「わ」で輝く自治会応援報償事業

自治会による地域の特色を活かした課題解決のための取組や、地域の絆を大切にする自主的な活動を支えることを目的に報償金を自治会に支給し、地域に寄り添った支援を行う事業。

## 資料4 守山市地域福祉推進会議委員名簿

任期：委嘱日から令和8年3月31日まで

◎：会長

規定	組織	団体名	氏名
第3条第1号	学識経験者	大谷大学 教授	◎ 志藤 修史
第3条第2号	公益を代表する者	守山市自治連合会	中川 郁男
第3条第3号	福祉関係の代表者	守山市民生委員児童委員協議会	山本 なお栄
		社会福祉法人守山市社会福祉協議会	則本 和弘
		守山市保育協議会	徳富 千恵
		滋賀県南部介護サービス事業者協議会	津田 征志
		守山市通所施設連絡協議会	小野 泰宏
		守山市身体障害者連合会	太田 千恵子
		守山市ボランティア連絡協議会	岸 年江
第3条第4号	企業を代表する者	守山商工会議所	田中 良信
		株式会社みらいもりやま 21	石上 僚
第3条第5号	一般公募により募集した者		山口 美千子
			築道 直子
第3条第6号	その他市長が必要と認める者	守山市教育委員会	吉田 郁雄
		守山保護区保護司会	三品 正親
		合同会社M i t t e	佐子 友彦

## 第5期守山市地域福祉計画

- 発行年月：令和8年3月
- 発行：守山市健康福祉部健康福祉政策課  
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号  
TEL：077-582-1123(直) FAX：077-582-1138